

午前10時 0分開議

○議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議第71号～議第78号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 日程により、議第71号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第3号）、議第72号 平成18年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第73号 平成18年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第74号 平成18年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第75号 平成18年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第76号 平成18年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議第77号 平成18年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第78号 平成18年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、以上8件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、議第71号から議第77号までの各補正予算につきまして、一括してご説明をいたしますので、お手元にピンク色の補正予算と補正予算の概要をご用意願います。

まず、議第71号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,756万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億2,376万3,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要によりまして後ほどご説明させていただきます。

第2条の地方債の補正でありますので、7ページをお開きください。

第2表地方債の補正で、1地方債の追加につきましては、単独道路橋梁・河川災害復旧事業で、8月9日の台風第7号による道路6本、河川4本の災害復旧事業として限度額650万円を借り入れるもので、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

続いて、8ページをお開きください。

2の変更は5件で、上水道事業出資金（第6次拡張工事）は事業費の増による変更、減税補てん債及び臨時財政対策債は交付税確定に伴う額の変更、残りの災害復旧事業関係は8月9日の台風第7号による災害復旧事業の財源として増額変更するもので、限度額では合計6,320万円の増額で、起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ記載のとおりであります。

それでは、歳入歳出予算の款項の主な内容につきましてご説明いたしますので、ピンク色の補正予算の概要の8ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、企画財政課といたしましては、2款1項1目所得譲与税は521万4,000円の増額及び10款1項1目地方特例交付金は62万4,000円の増額で、それぞれ額が確定したものであります。

11款1項1目普通交付税は1億9,131万9,000円の追加で、普通交付税の確定による増額であります。

16款3項6目県費・権限移譲事務交付金は50万円の追加で、静岡県権限移譲事務交付金交付要領により、補正内容記載欄のそれぞれの事務に対する交付額が確定したことによるものであります。

続いて、10ページ、18款1項5目総務費寄附金は5万円の追加で、歴史的まちなみ景観形成のためとして下田市料理飲食組合より受け入れたもの。

19款2項1目財政調整基金繰入金2,500万円の追加で、財源調整分として繰り入れるものであります。

20款1項1目繰越金は3,173万7,000円の追加で、平成17年度決算が確定したことによるものであります。

21款5項4目雑入は81万8,000円の減額で、市町村振興協会市町村交付金が国勢調査の人口減により減額となったもの。

22款1項1目上水道債は220万円の追加で、先ほど地方債の補正で申し上げた第6次拡張事業の事業費の増によるものであります。

22款1項5目減税補てん債の30万円の減額、22款1項6目臨時財政対策債の110万円の減額は、交付税の確定等に伴う発行可能額決定に伴うものであります。

22款1項8目1節現年発生補助災害復旧事業債は6,020万円の追加、同2節現年発生単独災害復旧事業債は650万円の追加で、それぞれ8月9日の台風第7号による災害復旧事業に係る借り入れであります。

次に、総務課関係では、21款5項4目保険金受入金1,249万6,000円の追加で、平成17年11月29日に落雷にて被災したベイ・ステージ及び平成16年10月9日台風第22号により被災した浜崎小学校の保険金受入金であります。

次に、税務課関係では、1款1項1目市民税・個人・現年課税分は2,790万円の減額で、調定額の減見込みによるものであります。

21款5項4目雑入は71万7,000円の追加で、確定申告等代行に伴う郵便料の受入金であります。

次に、市民課関係では、21款5項3目一部事務組合過年度収入では450万9,000円の追加で、伊豆斎場組合、下田地区消防組合からの平成17年度負担金の精算による受け入れであります。

次に、福祉事務所関係では、15款1項1目1節国庫・社会福祉費負担金は58万8,000円の追加で、障害者施設入所者数の変動に伴うもの、同2節国庫・児童扶養手当負担金は116万6,000円の追加で、児童扶養手当受給者の増によるもの、同8節国庫・児童福祉費負担金は145万4,000円の追加で、民間保育所の保育単価の見直しに伴うものであります。

続いて、12ページをお開きください。

15款2項1目国庫・社会福祉費補助金は171万6,000円の減額で、制度改正及び短期障害者施設入所者の減によるもの。

16款1項1目県費・児童福祉費負担金は72万7,000円の追加で、民間保育所の保育単価の見直しに伴うものであります。

16款2項2目1節県費・社会福祉費補助金は219万7,000円の追加で、説明欄記載のとおり制度改正や施設入所者数の変動等によるものであります。

同3節県費・児童福祉費補助金は30万8,000円の追加で、保育所産休代替職員雇い上げで補助を受けるものであります。

19款2項1目ほのぼの福祉基金繰入金は200万円の減額で、制度改正に伴うもの。

21款5項3目1節民生費過年度収入は6万7,000円の追加で、平成17年度民間保育所運営費国庫・県費負担金の精算に伴う不足額の受け入れ。同3節一部事務組合過年度収入は135万円の追加で、伊豆つくし学園組合の平成17年度負担金の精算による受け入れであります。

次に、健康増進課関係では、19款1項4目介護特別会計繰入金は984万2,000円の追加で、

平成17年度決算に基づく精算により受け入れるものであります。

次に、環境対策課関係では、15款2項2目国庫・循環型社会形成推進交付金55万8,000円の追加、16款2項3目県費・環境対策費補助金50万円の追加、19款1項5目水道事業会計繰入金4万9,000円の追加は、浄化槽設置件数の増に伴うものであります。

21款5項3目一部事務組合過年度収入849万3,000円の追加は、平成17年度南伊豆衛生プラント組合負担金の精算に伴う受け入れであります。

次に、産業振興課関係では、15款1項3目国庫・水産施設災害復旧費負担金は3,448万3,000円の追加で、8月9日の台風第7号による白浜板見漁港災害復旧事業に係る国庫負担金であります。

16款2項4目県費・農業費補助金は72万円の減額で、実績に基づく額の確定によるものであります。

続いて、14ページをお開きください。

16款2項9目県費・商工費補助金は50万円の追加で、商店街環境整備事業補助金として足湯、手湯等の温泉スポット整備のための財源として県より受け入れるものであります。

16款3項3目県費・農業費委託金は4万円の追加で、農業者年金業務委託の業務実績に基づく額の決定によるもの。

17款2項1目その他不動産売却収入は28万1,000円の追加で、大沢地区市営分収林立木売り払い分であります。

次に、建設課関係では、15款1項3目国庫・土木施設災害復旧費負担金は8,627万円の追加で、8月9日の台風第7号による道路橋梁8件、河川15件の災害復旧事業に係る国庫負担金であります。

次に、学校教育課関係では、21款5項3目教育費過年度収入は34万2,000円の追加で、姉妹都市交流補助金の平成17年度精算に伴う受け入れであります。

続いて、16ページをお開きください。

歳出であります。人事異動に関連する人件費を除く主なものは、企画財政課関係では、2款1項7目広域行政推進事業は16万8,000円の追加で、10月10日より施行される伊豆ナンバーの公用車37台分のナンバー変更経費、2款1項10目財政調整基金は7,000万円の追加で、地方財政法第7条の規定により、平成17年度決算確定に伴う剰余金のうち2分の1以上を積み立てるものであります。

2款1項20目歴史的まちなみ景観整備基金は5万円の追加で、指定寄附に伴う積み立てで

あります。

2款9項1目ネットワーク推進事業は13万9,000円の減額で、消耗品の不用額とグループウェアサーバ機器購入48万1,000円であります。

11款1項2目起債利子償還事務は86万2,000円の減額で、平成17年度長期債利子確定に伴う減額であります。

12款1項1目予備費は127万9,000円の減額で、歳入歳出調整額であります。

次に、総務課関係では、2款1項1目総務課関係人件費は1億4,813万9,000円の追加で、退職手当組合特別負担金1億6,021万3,000円が主なものであります。

2款1項3目例規関係では473万6,000円の追加で、例規データベース化業務委託369万6,000円が主なものであります。

2款1項4目秘書広報総務事務は5万1,000円の追加で、各種会議出席者負担金であります。

続いて、18ページ、税務課関係では、2款2項2目市民税課税事務は71万7,000円の追加で、申告事務に係る郵便料であります。

2款2項2目資産税課税事務は11万7,000円の追加で、償却資産申告書等の印刷、郵便料であります。

次に、市民課関係では、2款3項1目戸籍住民基本台帳事務は263万6,000円の追加で、人件費以外は証明書交付用紙代16万1,000円であります。

2款8項1目地域防災対策総務事務は247万円の追加で、地震津波情報衛星受信装置改造修繕費100万円が主なものであります。

8款1項1目下田地区消防組合負担事務は112万2,000円の追加で、平成18年度基準財政需要額確定によるものであります。

次に、福祉事務所関係では、3款1項2目身体障害者施設入所支援事業は216万4,000円の追加で、施設入所者数の変動によるもの。

3款1項2目在宅身障者（児）援護事業は312万9,000円の減額で、主なものは制度改正によるデイサービス支援費の減であります。

3款1項2目地域生活支援等事業は636万1,000円の追加で、制度改正による経過的デイサービス事業、障害者相談支援事業、地域活動支援センター事業の新設及び扶助費の増であります。

3款1項2目障害者福祉計画策定推進事業は134万2,000円の減額、同障害者計画策定推進

事業の57万9,000円の追加は、市単独での計画策定が賀茂圏域での策定となったことによるものであります。

3款1項3目知的障害者施設入所支援事業は10万7,000円の減額で、更生施設入所者数の変動に伴うもの。同在宅知的障害者（児）援護事業は26万6,000円の追加で、制度改正に伴うすぎのこ作業所運営費補助金1,050万円の減と就労継続支援費1,317万3,000円の組みかえが主なものであります。

3款2項1目老人福祉総務事務は124万1,000円の追加で、在宅福祉事業の精算による県費返還金。

3款3項1目児童扶養手当支給事業は350万円の追加で、受給者の増によるもの。

3款3項4目民間保育所事業は89万9,000円の追加で、保育単価の増によるものであります。

続いて、20ページをお願いします。

健康増進課関係では、3款2項7目介護保険施設等対策事業は255万1,000円の追加で、介護保険低所得者負担額減免措置事業の精算に伴う県費返還金の増。

3款8項1目介護保険会計繰出金は157万3,000円の追加で、給与費等事務費ルール分の繰り出しであります。

4款2項1目老人保健事業は50万円の追加で、介護予防のための健康診断委託。

4款2項2目老人保健医療事業は65万1,000円の追加で、制度改正に伴う高額療養費システム改良によるものであります。

次に、環境対策課関係では、4款3項1目清掃総務事務は859万8,000円の追加で、人件費以外としては灰捨て場用地取得に向けての不動産鑑定で30万4,000円が主なものであります。

4款3項3目焼却場管理事務は1,229万9,000円の追加で、焼却場施設修繕で988万2,000円が主なものであります。

4款3項5目環境対策事務は3万1,000円の追加で、事務連絡等旅費。

4款3項5目浄化槽設置整備事業は218万1,000円の追加で、設置数の増によるもの。

4款4項1目水道事業会計繰出金220万円の追加で、第6次拡張事業の事業費の増に伴う出資金の増によるものであります。

次に、産業振興課関係では、5款1項5目農業施設維持管理事業は10万円の追加で、施設維持のための臨時雇賃金。

5款2項1目林業振興事業は50万円の追加で、有害獣被害対策のため。同林業維持管理事

業は10万円の追加で、林道維持のための機械借り上げ。

5款2項2目市営分収林事業は11万3,000円の追加で、歳入で申し上げた大沢地区分収林立木売り払い収入のうち土地所有者への交付分であります。

続いて、22ページをお願いします。

5款3項1目あずさ山の家管理運営事業は470万円の追加で、合併浄化槽ボイラー修繕のため。

5款4項1目水産振興事業は9万4,000円の追加で、漁船3隻分の利子補給補助金。

6款1項2目商工業振興事業は100万円の追加で、歳入で申し上げた旧9町商店街に捨て湯有効利用の足湯3カ所、手湯5カ所を整備する補助金であります。

10款1項4目公共水産施設災害復旧事業（8月9日災）は5,228万6,000円の追加で、起債の補正で触れました白浜板見漁港魚道災害復旧工事の経費であります。

次に、観光交流課関係では、6款2項3目観光施設管理総務事務は92万4,000円の追加で、ペリーロードガス灯のガス代、松蔭の小径案内看板製作設置委託であります。

次に、建設課関係では、7款2項1目道路維持事業は550万2,000円の追加で、市道維持補修工事500万円が主なものであります。

7款2項3目県単道路整備事業負担事務は70万円の追加で、須崎柿崎線ほか河津下田線等の事業前倒しによるもの。

7款3項1目河川維持事業は100万円の追加で、河川維持補修工事として。

7款4項1目県営港湾事業負担事務は35万円の追加で、事業費の増によるもの。

7款5項2目伊豆縦貫道建設促進事業17万6,000円の追加は、文書通知の郵便料であります。

7款5項4目都市公園維持管理事業は60万円の追加で、敷根温水プールろ過器ポンプ修繕。

7款6項1目下水道会計繰出金は500万円の追加で、下水道会計決算確定による繰出金の増額。

7款7項1目市営住宅維持管理事業は20万円の追加で、上河内住宅フェンス修繕であります。

10款2項1目公共河川災害復旧事業（8月9日災）5,441万9,000円の追加、10款2項2目公共道路橋梁施設災害復旧事業（8月9日災）7,664万5,000円の追加は、歳入で触れさせていただいた河川15件、道路橋梁8件の、それぞれの公共災害復旧事業費であります。

続いて、24ページをお開きください。

10款2項3目単独河川災害復旧事業（8月9日災）340万円の追加、10款2項4目単独道路橋梁施設災害復旧事業（8月9日災）500万円の追加は、河川5件、道路橋梁7件の、それぞれ単独災害復旧事業費であります。

次に、学校教育課関係では、9款3項2目中学校教育振興事業は52万8,000円の追加で、パソコン等教育機器の借上料であります。

次に、生涯学習課関係では、9款5項6目図書館管理運営事業の153万7,000円の減額のうち修繕料20万3,000円の追加は、避難口誘導灯等の修繕料であります。

以上で、議第71号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第72号 平成18年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の69ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138万円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、説明資料にて説明させていただきますので、補正予算の概要の26ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、3款1項1目繰越金は38万円の追加で、平成17年度決算確定によるものであります。

続いて、歳出ですが、5款1項1目予備費の38万円の追加は、歳入歳出調整額であります。

以上で、議第72号 平成18年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続いて、議第73号 平成18年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の81ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の補正ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,416万4,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要にて説明させていただきますので、補正予算の概要の28ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、3款1項1目繰越金は16万4,000円の追加で、前年度決算確

定に伴うもの。

続いて、歳出で、2款1項1目駅前広場整備事業は200万円の追加で、下田駅前広場基本構想策定のための業務委託、同下田駅前広場整備事業基金は200万円の減額で、基本構想策定業務委託の財源のため積み立てを減ずるものであります。

4款1項1目予備費は16万4,000円の追加で、歳入歳出調整額であります。

以上で、議第73号 平成18年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続いて、議第74号 平成18年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の93ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,111万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億6,914万4,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、説明資料にて説明させていただきますので、補正予算の概要の30ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、3款1項2目国庫・高額医療費共同事業負担金97万5,000円の減額及び5款2項1目県費・高額療養費共同事業負担金97万5,000円の減額は、拠出金額の確定に伴うものであります。

6款1項2目保険財政共同安定化事業交付金・現年度分は1億6,306万3,000円の追加で、新たな制度として保険財政安定化のため、各保険者より拠出金を財源に連合会より受け入れるもので、歳出増額を見込んだものであります。

歳出であります。1款1項1目国民健康保険総務事業は52万円の追加で、制度改正に伴う高額療養費支給処理システムの改修に伴うもの。

5款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金は390万2,000円の減額で、拠出額の確定に伴うもの。

5款1項3目保険財政共同事業安定化事業拠出金は1億6,306万3,000円の追加で、見込み通知額を計上したもの。

10款1項1目予備費143万2,000円の追加は、歳入歳出調整額であります。

以上で、議第74号 平成18年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続いて、議第75号 平成18年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の105ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,968万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,277万2,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、説明資料にて後ほどご説明いたします。

続いて、第2条債務負担行為の補正は108ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正の追加は、電算システムの更新により介護保険用端末機1台増設の必要性が生じたためのもので、期間、限度額は記載のとおりであります。

それでは、補正予算の概要の32ページにお戻りください。

まず、歳入ですが、8款1項4目一般会計繰入金、職員給与費等68万円の追加及び同2節事務費等89万3,000円の追加は、それぞれ人件費、事務費のルール分繰り入れ。

9款1項1目繰越金は4,811万5,000円の追加で、平成17年度決算確定による繰越金であります。

続いて、歳出ですが、1款1項1目介護保険総務事務の110万円の追加は、人件費が主なものであります。

同介護保険電算システム整備事業は27万3,000円の追加で、債務負担補正で申し上げた端末リース料及びシステムソフト1台分の購入であります。

5款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費は20万円の追加で、時間外手当。

6款1項1目介護給付費準備基金積立金は1,265万7,000円の追加で、給付費の確定に伴う基金積立金であります。

7款1項2目第1号被保険者保険料還付金は84万円の追加で、保険料の還付未済額であります。

7款1項3目介護保険償還金事務は2,477万6,000円の追加で、精算に伴う国庫、県費等の返還金であります。

7款2項1目介護保険一般会計繰出金は984万2,000円の追加で、平成17年度精算に伴う一般会計への精算繰り出しであります。

以上で、議第75号 平成18年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わ

らせていただきます。

続きまして、議第76号 平成18年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の123ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,911万2,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、説明資料にてご説明いたしますので、補正予算の概要の34ページをお開きください。

まず、歳入ですが、4款1項1目は121万2,000円の増額で、平成17年度決算により確定したものであります。

続いて、歳出は、1款1項1目田牛地区排水処理施設管理事業は50万円の追加で、機器の修繕料。

3款1項1目予備費は71万2,000円の追加で、歳出歳入調整額であります。

以上で、議第76号 平成18年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第77号 平成18年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の135ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ81万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,078万7,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、後ほど説明資料にてご説明いたします。

第2条地方債の補正は138ページをお開きください。

第2表地方債補正の変更は、公営企業借りかえ予定額が県の通知により1,100万円から750万円に変更になったもので、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

それでは、補正予算の概要の36ページにお戻りください。

まず、歳入ですが、5款1項1目一般会計繰入金は500万円の増額で、前年度繰越金の減と人件費の増によるものであります。

6款1項1目繰越金は231万3,000円の減額で、平成17年度決算の確定によるものであります。

8款1項1目下水道事業債は350万円の減額で、起債の変更でご説明した起債額の減に伴うものであります。

続いて、歳出ですが、1款1項1目下水道総務事務は23万4,000円の追加で、人件費以外では公用車の伊豆ナンバー変更手数料で4万2,000円。

3款1項1目下水道起債元金償還事務は345万7,000円の減額及び3款1項2目下水道起債利子償還事務99万6,000円の減額は、平成17年度借入起債利子の確定及び借換債の起債額変更に伴うものであります。

4款1項1目予備費は1万5,000円の減額で、歳入歳出調整額であります。

以上で、議第71号から議第77号までの7件の補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○水道課長（磯崎正敏君） それでは、水道事業会計の補正予算についてご説明いたします。

お手元の水色の水道事業会計予算書のご用意をお願いいたします。

議第78号 平成18年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）でございますが、予算書の1ページをお開きください。

補正（第2号）の主な内容でございますが、収益的収入及び支出におきまして、支出で人事異動に伴う増減、決算の確定に伴う減価償却費の増額、公営企業借換債の確定による支払利息の減額補正。

資本的収入及び支出におきまして、収入で借換企業債の確定による減額、第6次拡張事業の増額内示による他会計からの出資金、国庫補助金の増額。支出で改良工事による増額、第6次拡張事業の増額、借換債の確定による企業債償還金の減額が主たるものでございます。

まず、第1条でございますが、平成18年度下田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次の定めによるものでございます。

第2条は業務の予定量で、平成18年度下田市水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとして、第4号主要な建設改良事業、改良工事費2億2,447万9,000円を2億4,496万6,000円に改めるものでございます。

収益的収入及び支出でございます。

予算第3条を次のとおり補正するものとしまして、収入で、第1款水道事業収益を20万円

減額し7億1,464万3,000円に、内訳といたしまして、第2項営業外収益を同額減額して185万1,000円に。支出で、第1款水道事業費用1,174万8,000円追加し6億9,293万5,000円に、その内訳としまして、第1項営業費用を1,422万6,000円追加し5億2,844万8,000円に、第2項営業外費用を247万8,000円減額し1億5,548万7,000円とするものでございます。

第4条資本的収入及び支出でございます。

予算第4条本文括弧書き中「不足する額2億6,064万5,000円」を「不足する額2億8,482万9,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,179万4,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,313万2,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金2億1,021万4,000円」を「当年度分損益勘定留保資金2億1,927万7,000円」に、「減債積立金3,863万7,000円」を「減債積立金5,242万円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入ですが、第1款資本的収入で144万7,000円減額し1億9,397万1,000円に、その内訳といたしまして、第1項企業債は790万円減額し1億5,100万円に、第2項他会計からの出資金220万円を追加し1,720万円に、第3項水道負担金200万3,000円を追加し200万4,000円に、第4項国庫補助金225万円追加し1,725万円とするものでございます。

支出でございますが、第1款資本的支出で2,273万7,000円を追加し4億7,880万円に、その内訳としまして、第1項建設改良費3,023万7,000円追加し3億893万8,000円に、企業債償還金を750万円減額し1億6,986万2,000円とするものでございます。

第5条企業債は、予算第5条を次のとおり補正するものとしまして、限度額1億5,890万円を1億5,100万円に改めるものでございます。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、予算第7条の職員給与費1億1,373万9,000円を1億1,442万8,000円に改めるものでございます。

第7条たな卸資産購入限度額は、予算第8条たな卸資産の購入限度額2,438万4,000円を2,501万4,000円に改めるものでございます。

次に、予算に関する説明で2ページをお願いします。

平成18年度下田市水道事業会計予算実施計画書の収益的収入及び支出でございますが、収入として、第1款水道事業収益は20万円減額し7億1,464万3,000円に、第2項営業外収益は同額減額し185万1,000円に、4目消費税及び地方消費税償還金を同額減額しゼロ円とするものでございます。

支出といたしまして、第1款水道事業費用は1,174万8,000円を追加し6億9,293万5,000円

に、内訳といたしまして、第1項営業費用1,422万6,000円を追加し5億2,844万8,000円に、内容といたしまして、1目原水及び浄水費406万5,000円追加は、水道汚泥の処理費、修繕費等でございます。2目配水及び給水費から5目総係費の追加は、人事異動によるものでございます。6目減価償却費906万3,000円の追加は、決算の確定によるものでございます。

第2項営業外費用は247万8,000円を減額し1億5,548万7,000円に、その内容として、1目支払利息及び企業債取扱諸費90万円の減額は、決算及び借換債の確定によるものでございます。2目消費税及び地方消費税157万8,000円の減額は、改良工事の増額によるものでございます。

4ページをお願いします。

次に、資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入は144万7,000円減額し1億9,397万1,000円に、内訳といたしまして、第1項企業債、1目企業債790万円の減額は、公営企業債借換債の確定によるものでございます。

第2項他会計からの出資金、1目他会計からの出資金220万円の追加は、第6次拡張事業に伴う増額内示によるものでございます。

第3項水道負担金、1目水道負担金200万3,000円の追加は、一部分譲による水道負担金でございます。

第4項国庫補助金、1目国庫補助金225万円の追加は、第6次拡張事業の増額内示によるものでございます。

支出で、第1款資本的支出は2,273万7,000円追加し4億7,880万円に、内訳としまして、第1項建設改良費3,023万7,000円を追加し3億893万8,000円に、内容といたしまして、1目改良工事費2,048万7,000円の追加は、老朽管改良工事、鍋田ポンプ場送水ポンプ改良工事、落合浄水場屋上防水工事等でございます。

2目第6次拡張事業975万円の追加は、須原地区の新設工事でございます。

第2項1目企業債償還金750万円の減額は、企業債元金、借りかえ分が確定したためでございます。

6ページをお願いします。

平成18年度下田市水道事業会計資金計画でございます。

受入資金は189万9,000円を減額し10億1,033万円に、支払資金は1,790万3,000円を増額して9億4,530万円に、この結果、資金残高は6,503万円を予定するものでございます。

8ページ、9ページは給与費明細書になっておりますので、説明を省略させていただきます。

す。

10ページ、11ページの下田市水道事業確定貸借対照表は、さきの決算にて説明しておりますので、説明を省略させていただきます。

12ページをお願いします。

平成18年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

確定貸借対照表に今回の補正第2号の予定額を増減したもので、12ページの末尾に記載しておりますように、資本合計は61億2,370万9,000円となるものでございます。

次に、13ページをお願いします。

13ページ末尾に記載してございますように、負債資本合計は61億2,370万9,000円となり、さきの資本合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

14ページをお願いします。

平成18年度下田市水道事業予定損益計算書でございます。

1の営業収益6億7,885万1,000円から2の営業費用5億1,978万7,000円を差し引きますと、営業利益は1億5,906万4,000円となるものでございます。

次に、3の営業外収益184万6,000円から営業外費用1億4,452万6,000円を差し引きますと、マイナス1億4,268万円となり、この結果、経常利益は1,638万4,000円で、これに5の特別利益1,000円を加え、6の特別損失500万円と7の予備費400万円を差し引きますと、当年度純利益は738万5,000円を予定するものでございます。

以上、大変簡単ではございますが、議第78号 平成18年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどをよろしく願いいたします。

○議長(森 温繁君) 議第71号から議第78号までについて当局の説明が終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第71号 平成18年度下田市一般会計補正予算(第3号)に対する質疑を許します。10番。

○10番(小林弘次君) 一、二点お伺いいたします。

1点目は、当初予算編成時におきまして、まれに見る財源不足だということで職員の給与カット、三役の報酬のうちの期末勤勉手当等のカット、こういうことで切り抜けたわけでございますが、ここにきまして4億円余の大幅な補正を組むことができたということでございます。財源上の中身を見ますと、いわゆる災害等に伴う国庫負担金、あるいはそれに伴う市債の増額、もう一方では普通交付税が2億円近くの増になったと、こういうふうな内容にな

っているものでございます。

そこでまず、普通交付税の1億9,000万と言いましたか、これの増額というものが当初予算でどうして見込めなかったのか、この点、第1点お伺いします。

第2点目は、8月8日、9日の集中豪雨によるところの災害復旧、道路、河川、農林水産関係の漁港、あるいはその他の公共施設の災害復旧、一刻も早く復旧するということは大変いいことではございますが、一方では、これは国庫単独ではございませんで、公共災害ということで査定が行われるわけではございますが、査定前施工なのか査定を受けての施工なのか、2点目お伺いします。

3点目に、少し具体的なお話になりますが、産業振興課関係であずさ山の家の浄化槽の改良費として四百数十万を補正されておられますが、この改良については、自主事業で行われないで市が行うということではございますが、この法的根拠、あるいは指定管理者との基本協定上の根拠について説明をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○企画財政課長（土屋徳幸君） まず、第1点目の普通交付税の増額が何ゆえ見込めなかったのかというご質問でございます。

平成18年度の当初予算編成に当たりまして、職員の給与約9%弱のカット、また議員の皆様方の歳費等のカットをお願いした上で組んだ形の中で、結果的には普通交付税が今回1億9,131万9,000円増額になったんじゃないかと、その辺の見込みはどうだったんだというご質問だと思います。

具体的に普通交付税の見込みができなかった理由につきましては、今回、逆に言いますと、1億9,100万ほど増額させていただいた普通交付税の内容につきましてご説明させていただきますと、まず一方では、皆様方ご存じのとおり、普通交付税については基準財政収入額に対する需要額のバランスの中で算定されるわけではございますが、今回増額補正する1点といたしましては、基準財政収入額の、いわゆる市町村民税の減に伴うものが約2,500万ほどの影響額。一方、基準財政需要額の方につきまして言いますと、これが大きな要因でございますけれども、見込みが甘かったというご指摘があれば、それはそういう形でご指摘に甘んじなければいけませんけれども、いわゆる平成12年度に対しての今回の平成17年度の国勢調査の人口減の影響額、それにつきまして当初見込んだよりも若干、そういった意味では見込み額が小さくなったというところではございまして、実質的には1,241人の減、約4.5%の人口減

に至ったわけですが、これに対する見込みが、約3,000万ほどその見込みを強く見過ぎたという点。

それから、あとは国の関係の制度的なものでございますけれども、1点目は、いわゆる国の理由づけからしますと、项目的には行革インセンティブ算定の拡充という名称を使っております。これが約3,000万ほどの需要額の増になりまして、この内容的にはどういうことかと言いますと、当市において当てはまる項目といたしましては、やはり歳出削減の取り組み強化に伴いまして所要額の増加が見込める市町村、また電算等の経費を新たに算入したというところの影響額で約3,000万ほどの需要額の増。一方、国のいわゆる交付税の財源である5税の増額が見込めた形でありまして、そういった意味では、決算に伴う地財計画との乖離の是正調整で、これが一番大きい影響額でございまして、約6,000万の影響額であります。

その他、国勢調査の数値が、かなり激減するということの全国的な調整を国の方はしていただきまして、これが約2,500万ほどの影響額。その他公債費関係では、財源対策債や減税補てん債等のいわゆる交付税算入額の増が約1,500万等々、歳入歳出で合わせまして約1億9,000万ほどの増額となったということでございます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○産業振興課長（土屋孝一君） 産業振興課でございます。

1点、災害復旧の査定に対しましてですが、一応、公共水産施設災害復旧につきましては、10月の後半、23日か24日頃の査定になるのではないかと聞いております。

それからあと、山の家修繕の関係の根拠でございまして、基本協定の仕様書にございますリスク分担という形の中で、30万以上の構築物については市が実施するという中で対応となっております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○建設課長（宮本邦夫君） 災害関係のご質問でございますけれども、この予算が概算なのか、あるいは査定後の金なのかというようなご質問ではないかと思っておりますけれども、これにつきましては、一応概算額でとりあえず予算の方は組みさせていただきました。道路が8件、河川が15件、これは公共ですが、それとあと単独の方で河川が4件、それから道路が6件と。これにつきましても、10月23日の週に一応災害査定が入るということでありますので、それによりまして額の方が確定し、またこれから実施設計を組みまして、額が確定次第、また補正なりで対応させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 財政の見通しというのはなかなか難しいものでございまして、下田市の財政状況を考えるのに、財政の基幹となるものはやっぱり市税、次に交付税、さらに事業に伴う起債等、これが大きな財政の根幹を占めていたわけですが、今回の補正でもって1億9,000万の普通交付税の増額が見込めたというのは、これは僥倖なのか、あるいは初めから大幅な退職手当、1億6,000万もかかる退職手当の特別負担金があるということから見て普通交付税を少な目に見積もったのかどうなのか、これは問うところではないと思いますが、そこで、基準財政需要額に退職金の引き当てというふうなことについてはカウントされないのかどうなのか、これをひとつお伺いするものでございます。

もう一つは、財政を考えるときに、やはり基準財政収入額ということが、この交付税の上ではもう一方では重要なポイントになるわけですが、ご承知のように、下田市のような場合には、基準財政収入額の査定というか、計算上ではどういう計算をしているのか。実績でおやりになっているのか、あるいは調定額その他でおやりになっているのか、この点をちょっとお伺いするんです。

というのは、実質的な基準財政収入額が、大幅な滞納その他によって、収入額そのものはあっても滞納のためかなりのマイナスになっているということがあるかどうか、この点をお伺いします。

次に、あずさ山の家の浄化槽の改良四百何十万、大変な金額だと思うんです。その後ボイラー等の負担も出てくるのかどうかわかりませんが、この根拠は、基本協定に基づくところのリスク分担表で30万以上のものについては下田市が行うと、要するに指定管理者じゃなくて、所有者である、設置者である下田市が行うということでございました。これはもう当然そのとおりでいいと思うんです。ただし、運用において、あずさ山の家の増築工事、当然これは下田市が行うべき工事です。

次に、市のあずさ山の家にある既存の井戸の増し掘り、数百万かかったと言いますが、これも当然この基本協定に基づいて下田市が行うものであります。さらに滅菌装置、あるいはその他の改良についても、指定管理者は数十万、数百万かかっていると。当然下田市が行うものです。

それらが、現実には、一方では都合の悪いものについては下田市が持つ、都合のいいものについては、相手の権利にかかわるものについては持つと。これは、私が一般質問で指摘したとおり、下田市の条例及び基本協定に反した、全くあいまいででたらめな管理を行っている

と、こういうことの証左になるのではないのか。

一般質問で私は、議長から時間切れだということで質問をやめたものでございます。そこで本予算に関連して質問しますが、1点目はまずそれでございますが、そういった中で既存の井戸の増し掘りについての、出た水についての所有権並びに利用方法についての基本的な協定、基本的な合意はどうなっているのか、第2点お伺いします。

次に、あずさ山の家の増築ということで確認申請をとったけれども、実態は個人所有の施設であるというふうに市の方では答弁しております。個人所有の施設であるがゆえに、地方税法上当然これは固定資産税を課すると、これが下田市の見解でございます。もう一方では、個人所有の施設をつくらせてくれという、行政財産の一時使用の許可申請が出されたと。本来ならばそれに伴う、行政財産の使用に関する条例に基づいて使用料を徴収するけれども免除したと。そういう経緯からするならば、あずさ山の家の増築として建てられた施設は、個人所有の施設であるということは明確です。

個人所有の施設について、日本国憲法上、財産権というものは保証されなければならない。財産権に対する、第三者に対する対抗権としての登記その他というものは必然的にできるわけです。しかし、答弁では極めてあいまいに、地方自治法上、行政財産に関する条項で私権を設定することができないという、この規定を答弁しているわけです。

そこで私は、今の経緯からいって、あずさ山の家の増築工事として行った施設の私権の設定ができないという根拠というのは崩れたと思うんです。個人の財産、個人の所有のものだと。ですから、これは極めて、ただ単に助役さんは、地方自治法上この行政財産に私権を設定することはできないという規定を述べたにすぎないわけです。増築工事が行われた個人の建物の私権の設定ができないという答弁なのかどうなのか、これは極めて重大な答弁なんです。できないとなれば、憲法やその他の、あらゆるこの国の理念に反する行為になるわけです、個人所有の財産ですから。この点をまず明確にさせていただきたい。大変大事な問題です。

次に、私は、極めて違法な料金設定がなされていると。すなわち公共施設における使用料等については、ことごとく条例規定であると、これは市長以下全部ご承知のとおりであります。条例で規定された料金体系を無視して、あらゆる形で公表されている。しかも、条例で規定された条例に基づく使用ができないようにさせている。同じこの本会議で観光交流課長は、ベ이스テージの指定管理委託に関係して会議室を食堂のようなものにはできないと、設立の理念、設置の基本方針を変えてまでこういうことはできないと、こういうことを答弁しているんです。ご承知だと思うんです。したがって、会議室のようなものを食堂にするなん

ていうことは絶対できませんと。それが当然なんです。

あずさ山の家の農村体験宿泊施設は、設立当初から、周辺の農家のつくった農産物を購入、あるいは自分が育てたものを持ち寄って、いわゆる炊飯施設を使って、そこでつくったものを食し、泊まる、あるいは泊まらなくてもいいわけです。それだけでも利用できる。ところが今回は、それを事もあろうに食堂にして、そういうことをしてはいけないと、できないと、こういうことになっているわけです。これまた、条例に極めて違反する行為であると断ぜざるを得ないと思うわけでございます。

以上の点について、山の家のことについて、まずお伺いします。

次に、災害復旧の件でございますが、私も長く建設委員長等をやらせていただきまして、公共災害の早期の実施ということによって事をやっていくというのは、極めて大事なことであると思うんです。特に道路であるとか河川であるとか、市民の日常生活に直接関係するものは、一刻も早い復旧というものを市民は願っていると思うんです。そういう点では今回の、査定前であっても予算を概算で計上して行っていくというのは、これは大変結構なことだと思います。

ただ、災害におけるところの公共災害の採択、あるいは単独災害における採択ということについて、これから議会の審査も行われるわけでございますが、問題点がなかったかどうか。当然採択されるべき災害がそのままにされているような実態はないかどうか、この点について心当たりがあれば、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（森 温繁君） ここで質問者をお願い申し上げます。

質疑の途中ですが、10分間休憩したいと思います。

では、ここで10分間休憩いたします。

午前11時 0分休憩

---

午前11時10分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、議第71号の質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

○企画財政課長（土屋徳幸君） 順番で私が、普通交付税の関係でございますので、先に答弁させていただきます。

普通交付税の関係で、まず1点目が基準財政需要額の中でいわゆる退職手当の関係について算定されているかというご質問がまず1点ございました。

いわゆる普通の退職の分については、人件費という項目の中で算入されておりますけれども、今回のように退手の特別負担金、これについては、そういった意味では通常の場合と違う負担が生じた状況でございますので、通常の普通交付税の中には算入されていない。

それと、2点目のいわゆる税率が下がることによって収入額が影響があるのかという点でございますね。議員十分ご承知のとおりだと思いますが、いわゆる普通交付税の基準財政収入額の算定上の税金の部分については、一応捕捉の徴収率というのは98%というところで決まっておりますので、この98%に対して市の収納率が下がってれば、当然それは理論上の収入として国は下がっている分は見てくれませんので、ですからその分は影響が出てくると。なおかつそういった意味では、蛇足ですけれども、基準財政収入額に算入率は75%というところになっています。

以上です。

○議長（森 温繁君） 番外。

○産業振興課長（土屋孝一君） 産業振興課でございます。

先ほどの、大分量があるかと思っておりますけれども、まず、錬成場の設置に対する考え方、要するに市が実施すべきではないのかということでございますが、錬成場につきましては、自主事業の実施、指定管理者が自主事業を行うために設けたいというものでありますので、指定管理者が設置すべきものと考えます。

それから、井戸につきましては、市も、確かにこれは実施すべき内容のものではないかと私は考えます。ですけれども、このような状況の中で、財政的にも市の投資ができないという中で、指定管理者がこの施設を運営していくために水は非常に必要であるということで、強い要請によりましてこれを認めてきたという経過でございます。

それから、滅菌機につきましても、レジオネラ菌ですか、これの対策でありますので、当然にして市の設備の中の一環であろうかと思えます。ですから、当初は市が行うという形で指定管理者と協議を行ってきたわけですが、その中で指定管理者の方が、これについては自分がやるよと言っていて、設置されたものでございます。

それから、水の基本的な合意の状況ということでございますけれども、この自主事業等を承認した協定書の中で、水については施設内の利用に当てるということを協定書の中でうたっております。また、2年後につきましても、市の水道が来ますので、これに接続してい

くと。この2つの要件をつけて基本協定を交わしてございます。

それから、錬成場の私権の設定の個人の資産の問題であったかと思いますが、これにつきましては、私たちの方は自治法の解釈でいってございまして、自治法の逐条解説の中に、行政財産には私権を設定することができないということと、なおかつ、これに違反する行為は無効となるという形で、仮に設定されても無効と解釈されていくというふうな考え方でありませぬ。

それから、料金の設定です。5,775円に対します考え方でございますが、一応この施設を、公募により指定管理者を指定してきた経過といいますのは、とにかく民間のノウハウ、そういうものを活用して施設の効率を上げていくということが第一にございます。そのような中で、指定管理者が今回料金の設定をするに当たり、当然にして基本的には市の条例に定められております4,000円が基本となっております。それに対しまして、自分たちの民間のノウハウによってこの活用を考えていくときに、食事の提供をしたいという考え方の中で1,775円、これが2食分の食事という形で設定されてございまして、この2つが合わさって5,775円という、仮に指定管理者が売りたい商品という形の中で考え実施している民間のノウハウではなかろうかと考えます。

それと、このことに関しましては、5,775円で泊まったお客様に対しまして、当然にして市の条例に基づく規則がございませぬ。規則の中で、利用者は入館または退館のときに申請書を書かなければなりません。市の条例にのっとりた形での申請書が常に作成されてございませぬ。これは、今まで振興公社が現場で行ってきた内容と全く同じでございませぬ。当然にして利用者はこの4,000円の申請書を書かなければなりません。これを現場の方では、仮に5,775円のお客様に対しまして、その申請書の記載と、なおかつその1,775円、自主事業の料金というものを明確に案内しているようでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○建設課長（宮本邦夫君） まず、災害のご質問の中の災害復旧工事について早期の完成をということでございませぬけれども、これにつきましては、先ほども答弁させていただきましたけれども、10月23日から災害査定が入ります。それによりまして、実施設計並びに工事にかかってきますので、年度内の完成に向けて努力してまいりたいというふうに考えてございませぬ。

それともう1点の、今回の災害について提案漏れがあるのかというようなことございませぬけれども、今回全部、通報等がありまして現地確認を行いまして拾ったつもりではございませぬ。

す。もし漏れがありましたら、連絡いただければ、また現地を確認し、次回といいますか、維持工事か、あるいは災害でやるのか、その辺も検討させていただきまして、拾っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 本日から昨日か、産業課から、このあずさ山の家に関する時系列のようなものがかなり出されました。まず、私が7月並びに8月にわたりまして、情報公開に基づいて、あずさ山の家にかかわる公文書の開示を求めた中に、本年4月17日、18日、19日、21日前後に、まず錬成館というか、山の家を増築工事にかかわることと、そして井戸の増し掘りに関すること等についての協議が行われたと。産業振興課だけではどうも決定を出し切れないということで、政策会議というものが開かれて、そこで決定されたと。

そこでお伺いしますが、産業振興課の決定というよりも、むしろ市長直属の政策会議においてこれらが検討された経緯が公文書上明らかになっているわけです。そこでお伺いしますが、ただいまの産業振興課長の答弁で基本的にいいのか、あるいは政策協議上、井戸の問題と錬成館の問題等含めまして協定その他が行われて、基本的にこれでいいのかどうなのか、これをまず確認したい。

次に、井戸については、本来ならば市がやらなきゃならないけれども、ぐじゅぐじゅと言って、金があるとかないとかというので相手がやったと。これだって本来ならば市がやらなければならないのに、その論理を適用すれば、これも指定管理者にお願いしたっていいわけですよ、その論理を適用すれば。そういうことができないわけなんです、基本協定は。それを、一方では都合のいい、今後未来永劫にわたって利益につながるようなものについては指定管理者にやらせる。そういうものでないのは下田市にやらせる。これは基本管理の原則を逸脱した極めてずさんな管理と、こうせざるを得ないと思うんです。そうでないと言うならば、市長、助役、きちんとそうじゃないというやつを示していただきたい。

もう一つ、井戸については、課長の答弁はどうもすっきりしないけれども、井戸は本来市がやるべきだったと思うけれども、相手にやってもらいましたと。出た水については、このあずさ山の家の利用に限ると、こういうふうなことになっているというふうに答弁されております。

ところが、一般質問でも指摘したように、数日前の新聞報道では、大変いい水が出たと、そしてそれをある検査機関にしたところ、大変珍しく有効なミネラル成分が含まれていると、

これをミネラルウォーターとして売り出す、ということが公然と新聞報道されているんです。

また、二、三日前に全戸に配布されたこういうチラシ、市長は見たと思います。助役さんも見たと思うんですが、これには、井戸の水は欲しい人はいつでも持ちに来いよと、大変サービスをしているようなポーズをとっているわけであります。こういうことについて下田市はどうしたのかということについて、いささかもご返事はないわけです。一般質問でも申し上げたが、ない。これをもってしても、これまたずさんきわまりない管理だというふうに思いますが、こういうことが行われることについてどういう措置をとり、どういうふうになったか。黙視して、相手がおやりになるのは自由ですよと、こういうことでおやりになっているのか。なっているとしか思えない。この点について責任ある回答をお願いいたします。

次に、自主事業、自主事業と言って、ノウハウとか自主事業という言葉を使えば使用料金は幾らにしようと、使用の形態をどうしようと何でもいいという。これこそ設置の基本理念、基本原則を逸脱した議論なんです。自主事業というのは、いみじくも観光交流課長が答弁したように、施設の設置の基本目標、基本的な目的を妨げるような自主事業というのはあり得ないわけです。しかも、こういうものが4,000円だとか3,000円だとか2,500円とかという、本来条例で決められたものは一つもなく、私も指摘したように、それは間違っているから今度は別なこんなふうになりましたよと言ってよこしました、現物じゃなくてコピーしたやつを。舌の根も乾かないうちに、二、三日前の新聞にこういう格好で出されている。これはどういうことを意味するのか。完全に条例や基本協定に反して管理運営をあなた方はさせている。これは是正されなければならない最大のものです。是正する気もない。並んでいる市長以下全部、是正しようなんていう気は一つもないと。

これは、そういうものに対して議会は、おかしい、是正せよと言う、こういう機能を持っているわけです。その議会の指摘にも首を振らないでやっている。これは議会制民主主義を蹂躪する行為である。まさにこれは、管理運営、指定管理の今後、武ガ浜交流館の指定管理も今後進められるということになりますと、これが試金石になるわけです。当然ここでもってきちっとした管理の原則を確立していかないと、今後に変な問題が残る。ですから、あえて私は今回もその明確なあれを望んでいるわけです。

そこで、指定管理のことについての水の問題と、もう一つは、あなた方が抜き差しならない条例違反や協定違反を行っているということは明確になりました。もう一つ指摘すれば、厨房の設置、要するに食堂の設置なんていうのを、7月になって設置の届を出して慌ててや

っていると。繕っているわけです。このことについては6月議会で、目の前にいる沢登議員が緊急質問しているわけです。

厨房を今まで自由に使うということを前提に4,000円でやっていた。あるいは市内の人は3,000円、中学生2,500円（市内）、こういったもの、あるいは食堂を今度時間制で午前中2,000円、午後から3,000円、借りたい人はそこを借りて、自分たちが地域の人たちから野菜その他を買って、そこで調理し食すると。こういう交流館としての基本的な施設を、そういうことをできなくさせて、そして食堂にしてしまった。これまた全くの条例違反で、これが条例違反でないなら、それこそ絵にかいたような条例違反なんです。これは条例違反じゃないと言い張っているのが皆さんなんです。奇怪な実態になっていると。

そこでお伺いするわけですが、この厨房についての駆け込み申請に対して、どのような条例上の規定からの審査が行われ決定が下されたのか。時系列で見ますと、7月に入って厨房、食堂の申請が出されておりますね。どういう審査が行われたか、政策会議でどういうお話が行われたのか、これをお聞かせ願います。

そして、今明確になったのは、私が提起した基本協定に基づいて設置すべきものがレジオネラ菌等に係る滅菌装置ということが一つ、本来であれば基本協定上こっちがやらなければならないものだというございですが、こっちがやらなければならないものについて、設置者が、要するに下田市がやらなければならないものについて、相手の指定管理者にお願いしてやっていただいたものはどういうものがあるのか、きちんと列記をしていただきたい。

いずれにしても議会は、条例に反し、協定に反して行われている行為に対して、それを訂正させなければならない責務というものを我々は持っているわけです、バッチをつけている以上。そういう責務に基づいて行っているものであるということをご理解して、答弁もお願いしたい。

それともう一つ、最後に、個人所有の建物は、地方自治法上、個人所有のものは施設の登記はできないと、これはさっきから言っている。地方自治法上、行政財産に対する私権の設定はできない、その設定をすることは無効だと。これを逆に言えばというか、あなた方の答弁を逆に言えば、行政財産に私権を設定するような施設をつくらせたあなた方の責任は何だと、ここが一番問題なんです。行政財産上に私権の設定できるような建物を唯々諾々として許可し、しかも建築確認まであずさ山の家を増築でやらせて、税金も取る、一時使用の許可申請も出させる。今後10年、20年、一時使用の占有でいくわけがないですよ。いずれ貸し付けという格好になるわけです。これはそんなことで済むものではない。したがって、これ

は行政財産上に私権を設定できるような施設を設置した、市の最大の地方自治法に違反する行為だと、こう断ぜざるを得ません。

これは、同僚議員の中にも専門的な知識を有する人たちがいっぱいおまして、私もいろんな人たちに専門的な立場からお伺いしたのでございますが、要するにああいう施設については、法律的な関係ということからするならば、登記の義務づけというものがあるということを確認に答弁しているわけでございます。

以上の点を最後にお伺いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○助役（渡辺 優君） 最初の質問の中で、政策会議等で錬成館、井戸、これらについての申請に対してどのような決定をしたのかということの質問でございますが、錬成館につきましては、政策会議の中でいろいろ議論した結果、やはり指定管理者制度ということで民間に委託、管理運営をお願いするに当たっては、既存の施設をさらに有効に活用する、そしてある程度、これは利益を追求するのは指定管理者制度の根幹でもあろうかと思えます。ですから、錬成館を自主事業で活用したいという申請の中で、当然今議論になっております私権の設定の禁止、こういうものも含めまして相手側から申請があり、議論の中で認めたものでございます。

それから、井戸につきましては、これは当然振興公社に委託管理をお願いしている段階から、川を隔てた沢水を取水いたしまして、一切の水をその沢水から取水し利用していたということがございます。いろいろ協議の中で、所有者下田市としては、この形態、この状況で何とか利用してほしいよと、山の家を活性化してほしいという話をしたわけでございますけれども、先ほど来課長も答弁していますように、指定管理者側から、どうしても水がポイントだよと、今のままの水の利用では有効活用できないと、自分たちの負担でもいいから井戸を掘らせてほしいということ。そして政策会議の中では、一旦は、これも課長が答弁いたしました、地震計の関係があつて少しこれは見合わせた方がいいんじゃないかというようなことで関係機関に問い合わせたところ、下田市がそういう決定をすれば、データさえもらえば、これは支障がありませんというような回答をいただいた中で、やはり水が重要だということを確認したところでございます。

〔発言する者あり〕

○助役（渡辺 優君） 条件は、先ほど担当課長が述べたとおりでございます。

〔発言する者あり〕

○助役（渡辺 優君） はい。ですから、それは次に。まだ回答していませんから。

そして、山の家のみで使う条件であるということを先ほど担当課長が答弁をいたしました。確かに小林議員言われるように、山の家で使っているわけですが、それから配管をいたしまして、市民一般の方が持って帰ってもよろしいですよというようなことが新聞にも載っておりました。これは、確認をしたんですが……

[発言する者あり]

○助役（渡辺 優君） 我々は、売るということは聞いていません。

[発言する者あり]

○助役（渡辺 優君） ですから、それは新聞がそう書いたでしょうけれども、我々は、そういう条件にはなっておりません。ですから、今そういう形で市民に水を提供しているのは、指定管理者として議会の議決をもらった後、やはり地域の方々の評価、市民の方々の評価が、今後も引き続いてできるかできないかの、いわゆるこれまた大きなポイントであるよと。ぜひ地元等々との協調を図ってほしいというのを我々としては要望いたしまして、その一環として、やはり無料で持っていってもいいよという形で今行っているものと思います。

[「水を売ってはならないということを書いてあるの」と呼ぶ者あり]

○助役（渡辺 優君） 言っております。

それから、自主事業というのは、小林議員、基本的な目的を妨げないことであるよということでございまして、いろいろあの施設については、もちろん言うまでもなく公の施設でありまして、条例もしっかりとできております。基本的に条例や基本協定等を遵守するということは間違いないところでございまして、その中で、特に使用料の4,000円プラス1,775円ということで、どうもあいまいだと、チラシ等々にもそういう形で記載されているんじゃないかと、ここで議会で指摘したにもかかわらず、まだ善処されていないというような指摘がございます。

確かに指定管理者としてみれば、条例等に沿った運営をすることは基本でございますけれども、やはり指定管理者制度が、先ほども言いましたように、ある程度利潤を追求しなければ、これは管理料ゼロということはありません。そういう中で大変努力をしております、自分のメインとするところを市民、また県外の方々にPRするのは、これはもう指定管理者としても当然のことであろうかと思えます。

そういう中で、自主事業を含めた5,775円というものを表に出していることは間違いない事実でありますけれども、いろいろと議論をした中で、やはり条例上、市外の方については

4,000円というものについては明確にして、疑義の起こらないような形ということとその後も指導をしております、パンフ等を見ていただければわかるとおも明確に……

[発言する者あり]

○助役（渡辺 優君） はい。その後のしっかりとしたパンフを見ていただければ、なっております。

ただ、小林議員が言われるように、先日そのチラシの中にそういう形で記載、配布がされておまして、私も見て、これではまた議会から、当然これは我々の言っていることがということで、注意を受けるよということで担当課長を通じて強く申し入れをしたところでございまして、この結果については、また担当課長の方から述べさせていただきたいと思います。

それから、食堂の設置といいますか、あそこで調理ができなくなったということにつきまして条例違反ということ、これは今までも何回か議論をさせていただいております。我々としたしましては、炊飯施設という体験ができる施設という基本的な考えといいますか、基本的なものは失っていません。そういうことで、外にある炊飯施設を整備充実させまして、そういう炊さん体験ができる施設という基本的な方向の中で運営をしているかと思っております。

[「そんなでたらめな答弁が許されるわけないでしょう」と呼ぶ者あり]

○助役（渡辺 優君） いや、でたらめな答弁じゃありませんで、しっかり答弁しているつもりですけれども。

[発言する者あり]

○助役（渡辺 優君） ですから、泊まる方については特別な、例えば食堂の施設を使った場合、これは無料ですと。泊まらない方については、炊飯施設を使ったときは、例えば1回100円とかそういう形になっておまして、決して条例違反というふうには思っておりません。

それから、どのような審査を……

[「でたらめな答弁をして議会が……」「最後まで聞け、最後まで」「何言っているんだ」「何だ、このやろう」「このやろうとは何だ」その他発言する者あり]

○議長（森 温繁君） 静粛にしてください。

○助役（渡辺 優君） すみません、答弁を続けさせていただきます。

[「暫時休憩」「議長、侮辱行為だ。もう明確に侮辱行為だから、これ

は懲罰だ」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） 答弁をお聞きください。

○助役（渡辺 優君） 続けていいですか。

○議長（森 温繁君） はい。答弁していますから……

[「今、「このやろう」という侮辱的な発言をしたわけで、これは議会の……」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） 答弁を先に進めて。

○助役（渡辺 優君） 議長の指示に従いまして答弁を続けさせていただきます。

次に、レジオネラ菌について、当然滅菌機等は市がやらなければならないということ、再度の質問がございました。これも先ほど担当課長の方が述べたとおり、本来市がやらなければならないというような事業であろうかと思えます。しかしながら、オープンを間近にして、これはもう待ってられないから我々がやるよという協力の申し出がありまして、それを認めたものでございます。

それから、個人所有のものについては私権設定できないということで、これをなぜ認めたのかと、認めたこと自体が自治法違反だよということございまして、まず所有であることは、指定管理者が投資をしたものですから、それは所有です。ですから、先日来、税務課長も述べていますように、固定資産税を課するという事に決定をしたものでございまして、登記については、これも我々も専門家にもちょっとお聞きしたんですが、確かに表示登記がない場合に保存登記をされますと、1カ月以内にしなければならないということがあります。小林議員も十分ご承知のとおり、所有権の第三者への対抗要件として、登記は大きな権利主張でございます。

ただ、すべての建物等が保存登記をしている状況ではなかろうかと思えます。例えば行政財産の幾つかについても、これは保存登記をされていない建物もあります。ですから、法的に保存登記等々を絶対しなければならないという判断はしていませんで、ただ課税上の問題の中では、これはもう確認申請が出てくれば必ず申請がこちらへ回ってきます。ですから間違いなく、所有者がわかれば課税をしている。ただ、第三者への対抗要件としての登記関係は、これはもう罰則とか何かがあるとは私は思っていないけれども、こればかりではなくて、ほかの行政財産、また個人の所有物においても、登記がされていない部分が数多くあるかと思えます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 会議規則上に、議場で侮辱行為を受けた場合についての本人の申し立てということについての規定がございます。これに基づいてきちっとけじめをつけていただきたい。

○議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

○10番（小林弘次君） 暫時休憩じゃないよ。このことについて、事務局長もいることですよ、会議規則をよく読んでご覧なさいよ。

○議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午前 11時 43分休憩

---

午後 0時 7分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ただいま答弁者とのやりとりの中で、議事進行中に不手際があり、品位のない不規則発言がありました。これも議長として、進行上大変迷惑をおかけして申しわけございません。

発言者に陳謝させますので。

6番。

○6番（渡辺哲也君） ただいま当局の答弁の間に、小林弘次議員に対し品位のない不穏当な発言をいたしました。大変ご迷惑をおかけいたしましたことを陳謝いたします。今後十分反省し、注意いたします。どうもすみませんでした。

○議長（森 温繁君） ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

午後 0時 8分休憩

---

午後 1時 10分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

午前中に引き続き議第71号に対する質疑を続けます。

10番。

○10番（小林弘次君） もう本来ならばあれなんです、特に当局の説明の中に、一般質問におけるところの答弁と若干ニュアンスの違いを生じているものがございますから、これだけはちょっと再質問させていただきたいと思います。

というのは、まず、あずさ山の家の増築工事として確認申請が出されてつくられた錬成館は個人所有の建物であると、これは明確になったわけですが、それに対して、一般質問の段階では、これは個人所有の建物であるけれども、要するに私権の設定、所有権を登記することはできないと、こういう答弁を市当局は繰り返してきました。

しかし、今日の私とのやりとりの中、私はこの施設は個人所有の建物であり、憲法を含めて上級の法規、その他の法規の上からいって、これに対する第三者に対抗するためのいわゆるさまざまな登記ができる、要するに私権の設定ができる施設を許可したという点で違法ではないのかと、こういう質問をしたわけですが、助役さんの答弁は、専門家に聞いてみたところ、行政財産上で市の施設でも表示登記等をしていないところもあるし、これは表示登記だとか保存登記がどうたらこうたらということで、ちょっと一般質問のときの答弁とニュアンスが違ってきたと。

これは極めて重大な問題点になりますから、ひとつ正確に、私が指摘したように、この施設は、行政財産上に個人の所有する施設をつくらせ、私権を設定させるような施設でないと言えるのか、それとも個人所有の私権を設定できる施設、要するに登記ができる施設だと私思います。そうじゃないと、専門家の意見も聞いたというんです。その点をひとつ、本当に明確にさせていただきたい。そうでないと、これをあいまいにしますと、後日にすごく大きな問題を残すことになると思います。これが1つでございます。

もう一つは、そもそもの根本的な議論は、条例と基本協定に基づいて運営がなされているかどうかという問題提起から始まったわけで、今回の補正予算で計上されている四百数十万の浄化槽の改良というのは、30万以上のリスク負担についてのあれを出したと、これを市が持つんだと。相手の利益につながるようなものについては協議で相手にやらせると、協定がどうあろうと条例がどうあろうと相手にやらせる。相手が必要のないものについては下田市が持つ。このあいまいな管理というものは、今後大問題を呼ぶということになるわけなんです。質問の中にそういう基本協定上、本来市がやるべき投資を相手にさせているのはどの程度、どういうものがあるのかということについて明確な答弁がなかったわけです。課長の答弁では、井戸の増し掘りもそうだと、あるいはレジオネラの滅菌装置もそうだと。その他施設の改良その他についてはないのかどうなのか。この2点だけは明確にさせていただいて、長時間にわたりましたが、終わりにしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○助役（渡辺 優君） 特に錬成館の権利の問題でございますが、これにつきましては、地方

自治法の中で行政財産上の中に私権の設定はできないということをございまして、これはもう統一して述べております。そうした中に、個人の所有の建物ができたと、それはもう投資をしていますから個人の所有ということは明確であります。しかし、それを第三者に対抗すべく権利の設定、私権の設定、これはできませんということで今までも述べているかと思えます。

ただ、一般的に個人の建物が、個人の財産上に、建物を例えば建てた場合に、これは保存登記にしる表題登記というか表示登記、これは個人の意図するところをございまして、例えば第三者に対抗する場合にはどうしても保存登記をしたいよと、また借り入れをした場合に権利の設定をするために保存登記をしたいよとか、いろいろあろうかと思えます。その中で、小林議員から最後に登記の関係で質問があった中で、必ずしも保存登記をするということは義務づけられていないけれども、逆に保存登記をした場合に、先に、これはたしか1カ月以内に表示登記、表題登記をしなければならないという条文はあったかと思えますということでございまして。ですから、あくまで個人の所有でありますけれども権利設定ができないということを述べているものでございます。

〔「保存登記をしようとしてもできない」と呼ぶ者あり〕

○助役（渡辺 優君） はい、そのとおりでございます。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

1 番。

○1 番（沢登英信君） 小林議員とのやりとりと申しますか、助役さんの答弁を聞いていただいて大変大きな疑問を持ちましたので、まず2点ほどお尋ねをしたいと思います。

公の施設の管理及び廃止、地方自治法の244条の2項、いわゆる指定管理の制度ができて、既に平成15年かと思いますが、下田市が一番先に指定したのは総合福祉会館のデイサービスや会館の管理ということで社会福祉協議会が管理をすると。いわゆる株式会社が指定を受けて管理するのはこの山の家が初めてであると、こういうことになろうかと思うわけでございますが、自主事業、いわゆる利益のために指定管理を受けるんだと、こういう観点に助役さんの見解が立っているようでありますが、地方自治法ではそのような定めはまずしていないわけですね。公の施設の管理、その目的、機能、それから運営に合いました管理をより効率的にするためにこの指定管理の制度を使うんだと、こういうことになっているわけです。

また、株式会社といえども社会的責任というのはきっちり持っているわけです。商法等々

の取引も含めて、利益のために何をしてもいいというようなことはまずないわけですから、この指定管理者制度についての助役の見解、自主事業及びこの利益のためには市はいろんなものを提供しなければならんと、こういう観点自身が大きな食い違いのもとであると思うわけです。そこのところをどのように認識をされているのか、まずお尋ねをしたいと。

なお、238条の4の、行政財産は次項に定めるもののほか、売り払いや譲与、出資の目的もしくは信託またはこれに私権を設定することはできないと、238条の4の第1項では明確に規定をしているわけです。これは先ほどから助役さんが何度も答弁をしているところだろうと思いますが、ここの文脈は、設定することはできないということは、公の施設を貸してはいけないということを言っているわけですね。原則的に貸してはいけないと。この原則を、助役さん初め市長は政策会議で破ったというところに大きな問題があると思います。

県に問い合わせたところが、原則はこうであるけれども、行政財産を普通財産に切りかえて、土地の賃貸でやることのできる、あるいは指定管理者に建てさせて、それを寄附して市のものとするれば問題はないと。さらに一時占用だと。この3つの内容を抜け道として県に提示されて、最悪の方法を選択したと。そこで、自治法と地方税法があたかも矛盾するかのような答弁をせざるを得ないような事態になっているんだろうと思うわけでございます。

これを解決しようとする気があるかどうか。解決するとなれば、今の時点では、錬成館の所有を寄附していただいて下田市のものとする、これが解決の一番明快な方法であると考えられるわけでございますが、このようなことを検討する気があるのか。それとも、全く法的に触れない、問題はないとして押し進めようとされるのか。まずこの点について、第2点目にお尋ねをしたいと思います。

ぜひとも、この問題は何を心配しているかと言えば、山の家が宿泊体験施設として地域の経済を本当に活性化させ、地域でつくったトマトやナスや農産物がそこで買われて、きまぐれ売店の品物も買うことができ、そこで厨房施設で調理ができると。そういう地域の経済を発展させていく、また都市と農村の交流を図るこういう施設が、ある一定の会社の利益のための宿泊施設に変えられてしまっているのかと、こういう疑問を投げかけているわけですから、その問題はこういうぐあいに解決しますよ、条例どおりの運営をさせていただきますと、こういう姿勢にぜひとも市長初め当局の皆さんが立っていただきたいと、こういう願いから質問を繰り返しているわけでございます。この真意を、そういう意味ではきっちり受けとめていただきたいと思うわけでございます。

さて、そういう点でどこが条例違反かと。この山の家条例に従えば、野外の炊飯施設の

中に調理できるようなところをつくったので条例違反ではないよと、こういう答弁を助役はされているわけですが、僕が言うまでもなく、助役は百も承知だと思います。条例は目的、機能、そしてその運営ということをきっちり定めているわけですから、どこの施設をどういう状態で幾らの利用料を払って使うことができる、あるいは貸しますよ、宿泊して結構ですよ、こういうぐあいに決めているわけです。

この下田市農村体験宿泊施設条例、ページ数でいきますと1176ページ、条例6条関係の別表1、2、3でそれぞれ規定をしております。3の一部を紹介いたしますと、「野外炊飯施設、食堂厨房及び浴室使用料（宿泊利用を除く。）」、そしてこの施設名は「炊飯施設（食堂厨房含む）」、1人使用料100円、こうなっているわけです。要するに炊飯施設として、炊飯施設だけではなくて食堂も厨房も含めて、宿泊していない方でも100円払えば利用して結構ですよと、こういうぐあいになっているわけです。

その食堂及び厨房を、食品衛生法に基づく料理飲食店の許可を取っておられますね。旅館の許可と同じ時期に取っている。6月2日に保健所に提出して、6月7日で許可を受けています。そして、その許可証は山の家の食堂にちゃんとかけてあると、こういうことになっているわけです。ですから、この経過表を見ましても、7月4日に提出されて、7日に許可証を出したとか経過表に書いてございますが、全く業者は食堂にするなんていうような手続もとらずに、やったものを後から当局が事後承認をしているということは明らかだと思いますが、これが事実かどうか、3点目としてお尋ねをしたいと思うわけでございます。

もし事実だとしたら、これまた条例違反であることは明らかだと思いますし、これは当局の責任というよりも、まさに指定管理を受けました業者の責任、協定書を遵守してきっちり本来の意味での管理をしようという姿勢が業者にないということになりますので、やはり指定を解除するなり等々の当局の姿勢が必要であるということになると思うわけでございます。

さて、4点目としまして水の問題でございますが、これは先輩議員である小林議員も指摘しましたように、協定書の第何条のどこにどのように規定がされているのか。しかも規定がされているだけではなくて、それが破られたときにどういう補償をするのかと規定上あるのかわからないのか、あるいは当局の姿勢としてどういう態度をとられるのかということをお尋ねしたいと思います。

具体的には、やはりこの水を「狩足の水」として販売をするというような姿勢を示しているわけですから、協定にそういうことは違反するんだときっちり申し入れをして、伊豆新聞のこの報道記事の訂正を求める、あるいは再度料金の問題についてのチラシが出ているわけ

ですから、それらのチラシの訂正を求める。看板につきましても、5,775円の表示は明確にこの条例の表示と違反をしているわけですから訂正をしていただくと。そういう指導をする姿勢があるのかないのか。5,775円、1泊2食つきだと、それでよしとするのかどうなのかお尋ねをしたいと思うわけでございます。

さて次に、この補正予算の中で470万円の浄化槽の修繕をしたいと、こういう提案がされているわけでございますが、この浄化槽の管理はどこが今までしていたのか。そして、どういう理由で470万円もの修繕をしなければならなくなったのか。どこをどう修繕しようとしているのか、その積算の根拠はどのような形でなされたのか。この補正予算の決定内容について、どのような手続で補正が出されたのかお尋ねをしたいと思うわけでございます。

以上、山の家の問題点についてお尋ねするとともに、次に、歳入の方でございますが、現年度で2,790万円の市民税の減額がされております。これが、どういうわけでこんな大きな減額を年度途中でされるのかお尋ねをしたいと思うわけでございます。

それから、商店街の整備事業としまして、県から50万の補助金を受けて、市の財源から50万出し、100万円で商店街の整備事業をなされるという記載がございますが、この事業内容がまずどういうものであるのかお尋ねをしたいと思います。直営の事業なのか、あるいは補助金なのか、商店街の街灯を直すのか、どこをどういうぐあいに直すのか説明もいただかなかったと思いましたので、詳しくご説明をお願いしたいと思うものでございます。

それから、伊豆ナンバーの変更手続14万8,000円出されておりますが、これもやはり今後どのように考え、とりあえず補正で14万8,000円出ているわけでございますが、どのような効果を望み、どのように今後されていくのか、14万8,000円で予算措置としてはもう済むものであるのか、お尋ねをしたいと思うものでございます。

それから、増田 清さんが質問を一般質問でされておりましたが、有害獣の対策補助金として50万円の予算措置がされていようかと思いますが、この有害獣の実態は、私の住んでいるところでも被害が、夜中になるとごそごそ出ていると、どうもイノシシのようだというような形で地域の人たちも大変苦慮している問題であると思います。この補助金の実態と効果についてお尋ねをしたいと思います。

以上、質問いたします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○助役（渡辺 優君） 私の答弁をさせていただく部分について答弁をさせていただきますが、まず第1点目の、指定管理者を導入し公募による民間の企業に指定をさせたと。助役の考え

は利益を追求するというようなことに受け取れるということでございますが、これはもう指定手続条例、また指定管理の公募、ずっと一貫して、公の施設をこういう制度にのって民間の企業、団体にその管理を任せるということでございまして、あくまで条例があり、協定があり、また大変細かな応募要綱等々がございます。決して利益の追求のためのみだけにこういう公募をしたわけではないということは、私の今までの一貫した答弁の中で理解をしていただけたらと思っております。

ただ、指定管理者制度というのは、これはもう何回も言いますように、民間の活力をということで民間導入をしたわけございまして、当然、民間はボランティアではありませんから、一定の自主事業の中では、これは利益を追求するのは当然であります。しかし、その利益も、沢登議員が何回も言われているように、公ということを除いて、無視してということは、十分にいろんな規定の中にも明記をしてございます。そういうことですから、決して私の考えが利益のために指定管理者を導入したということではないということだけご理解をいただきたいと思っております。

それから、2点目の私権の設定でございます。沢登議員言われるように、県と協議をした中で3つの方法があるというようなことで、沢登議員から言わせれば一番まずい選択をしたんじゃないかということでございますが、確かに堅固な建物を行政財産の中に認めるということは、普通では大変厳しいなというふうに思います。

しかし、初めての指定管理者制度導入の中で、あの建物を、本当に何回も言うように、より有効に活用して地域の振興のため、ひいては下田市の活性化、または市民の福祉の向上のために利用するためには、これはどうしても必要なという政策会議での判断の中で認めて、そのために担保をしたと。担保ということは、協定を結びまして、何回か申しておりますけれども、指定管理者から、撤退する場合は原形復旧か、または下田市が必要とするということであれば無償譲渡と、そういうことを担保させてもらったわけでございます。

ただ、沢登議員の願いとして、この問題を解決するために、できたら錬成館を無償で下田市に譲渡する方法、これを進めていく気はあるかということでございます。当然これは、今まで議論の中で皆さんが心配していることも十分理解をいたします。私としても、相手があることですから、どうなるかはここで明確な回答を出せませんが、その旨で努力をしていきたいというふうに思っております。

それから、いろいろと沢登議員やほかの議員さん方が述べていること、これは行政財産のやはり正確な運営、運用のために心配していることを言っているんだと、そういう願いだよ

ということで、これはもう十分私も理解をしております、先般の答弁の中にも、大変厳しい議論、また指摘を受けた中で、我々としては大変苦しい状況ですが、でも大きく考えれば、これは大変ありがたいことをごさいます、やはりこういう問題提起が今後十分に生きていくものと思っております。これは沢登議員の願いも私の願いも、同じでございます。

それから、水の問題でございますが、協定上どこにあるのかということで、水に関しては、なぜ井戸を掘って水を求めなければならなかったかということは、今までも答弁をさせていただいているところでございますが、結果として大変いい水が出たよと。今度は出たら出たで、また違った意味での議論をしているところでございまして、これはしっかりと協定を結びまして、こういう部分に使うということで明確に協定を結んでおりますので、それ以外は難しいと思っております。

それから、使用料、条例違反というか、この経過、時系列の経過表をお配りしてございます。多分それで言われているかと思っておりますので、これは申しわけありません。担当課長の方から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○産業振興課長（土屋孝一君） 申しわけございません、いろいろありますので、使用料の、今助役が言いました5,775円の……

〔発言する者あり〕

○産業振興課長（土屋孝一君） 5,775円のあれですね。これは先ほども述べましたけれども、指定管理者の自主事業の宣伝という形でこのような形がとられております。極力私たちの方としましても、条例上の4,000円と1,775円を明確にわかるようにしてくれという形で、こちらからも話はしてございます。極力そのような形をお願いしていくという形をとろうかと思っております。

それから、浄化槽の関係だと思えますけれども、管理は栄協メンテナンスが一応点検のあれになっております。今回の積算でございますが、どのような内容であるかということですが、浄化槽のポンプ、各槽から各槽へと動かしていくポンプがあるわけですが、これが9台ほどございます。このうちの5台がちょっと不具合があると。正確に言いますと、3台が動かなくなっていて、残りの2台は槽等を洗浄するときのみ使うポンプでございますけれども、通常は起動しておりませんけれども、そのようなものを含めて5台ほどが今とまっていると。残り4台で動いていると。残り4台につきましても、設置より15年経過して、

いつ壊れても不思議はないよと業者から言われまして、業者というのは設備業者ですけれども、そのような考え方の中で、今回このポンプを取りかえることと、それに伴う電磁弁というのがあるんですけれども、弁があります。この弁の取りかえ、それと末端、一番最終に、ろ過のタンクがあるわけですけれども、この中に砂ですとかいろんなものが層になって最終ろ過をしていくところがございます。これも15年間まだ一度も清掃されていないということでもろ材の取りかえ、これらが大きな内容となっております。これが浄化槽の今回の修繕内容でございます。

それからあともう1点、ボイラー関連のことで予算がこの中には入っております。ボイラー関連につきましては、平成15年にレジオネラ菌の問題が起きたときに、温度を60度以上に保つことによって滅菌効果を上げるという指導があったわけです。ところが、現在この施設は、そういうふうな60度に常に耐えられるような状況で設計されていないということが管理業者の方から言われまして、この状態で、指導にのっとり60度以上で常に保っていないということになると責任持てませんということと、ボイラーの中にある配管がそのまま直結されている関係、フランジというのがあるんですけれども、この1カ所だけで連結されている関係で、中の配管が年1遍掃除ができないということで、配管を取りかえるときに、同時にL型のフランジというものを取りつけて、そこを外すことによって管の清掃ができるようにすると、これをあわせて行っていくという修繕がこの中に含まれております。今回の修繕内容につきましては、この2つの修繕を行っていくというものでございます。

それから、商店街の事業でございますけれども、これは静岡県のいきいき商店街づくり事業という補助金を受けております。この補助金は市が3分の1、県が3分の1、事業者負担が3分の1以上という形の中で補助されていくものでございます。この事業でございますけれども、これにつきましては、観光交流課の方で現在行っております、そぞろ歩きで五感を刺激する湯煙まちなみウォーキングタウン計画、こういう計画がございます。この中で温泉情緒をうまく活用して観光に結びつけていく、要するに来遊客をまちなかに引き込んでいくという計画がございます。

この計画を実施するに当たり、一番最初に具体的に事業計画が出ました大横町商店街がこれを今回行うわけでございますけれども、ここの商店街が今回、この商店街の人たちが持っている温泉は、オーバーする温泉をすべて捨てているわけですけれども、これは下田の中で結構あるんですけれども、これを何とか活用できないというのが、このまちなみウォーキングタウン計画の中の一つの考え方になっております。

今回このオーバーしている温泉、ただ捨てられている温泉、これを何とか活用していこうということの中で、ミニの足湯ですとか、手を洗うような手湯、こういうものをやることによって、町を歩く人、外来者で来た方たちがちょっとそれを使うことができる。また、そこに温泉が引かれておりますので、冬になりますと湯煙等が立って、非常に温泉地としてのイメージにもつながっていくと。なおかつ商工の側でいきますと、商店街の活性化の一つになるということで、観光交流並びに商工の業務の中で、両方で対応しております。

今回、観光関係でいきますと県の観光施設整備事業というのがあるわけですが、これは率がいいんですけども、最低の事業量というのがあります、これが260万以上ということで、今回計画されておりますのが大体160万ぐらいの事業費でございます。ですと、それに該当しなくなるということで、何とかほかに補助金がないだろうかという形の中で、この計画を進めていくに当たり考えられたのが、商工の方が持っております静岡県のいきいき商店街づくり事業、この補助金を3分の1ですけれどももらい、あと市の方が3分の1出し、事業者が残りを出す形の中で、今回整備が行われていくものでございます。

内容につきましては、ミニですけれども足湯が3基、手湯が6基、案内看板が10カ所につきます。大きく言いますと、この3つの内容で160万ぐらいの事業費で対応するものでございます。

それから、有害獣の補助金のことでございますけれども、現在70万の当初予算で補助金をいただいております。これは現在までの間にもうすべてなくなってございまして、この事業につきましては、有害獣対策のための施設を所有者が行った場合、これの2分の1で最高5万円ですけれども、これを補助するというものでございます。主な内容は、イノシシ対策の電気さくが一番多くなっております。このところスズメ等の被害もありまして、鳥に対する音を出す、バードウォッチャーとか何とかという名称の機械だと思っておりますが、音を出す機械、こういうものもこのところ何件か要求が出ております。当初予算70万が既に使用されてございまして、なくなってございます。しかしながら有害獣の被害は、この秋に向かってどんどん多くなってございます。これでとても対応できないものですから、今回一応また50万という補正でのお願いをしているわけでございます。

効果につきましては、電柵については非常に効果があります。これでイノシシは近づかなくなるわけですけれども、反面、すべてに電柵をやっていけないものですから、各個人の所有の中でやっていきますので、それができない人たちのところへ今度は逆に回ってくるという変な状況がありまして、やっている人たちにとっては非常にいいんですけども、できな

い人たち、小さいところでやっている、そちらの方へとイノシシなんかは回ってくるという形で、ちょっとその辺の被害も出ているのが実情でございます。

地域によりましては大きい観点で、稲刈ですけれども、例えば北湯ヶ野のあたりですと、大きな観点からすべて一帯を囲っていくという、自分のところだけじゃなく、ある程度の所有者の周りを全部囲っていく、一帯で進めているやり方もあります。こういうやり方は非常に効果があるかと考えております。ほとんどがイノシシ被害の電柵等で今は補助が出ております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○税務課長（村嶋 基君） では、歳入の関係で市税の個人市民税2,790万円の減額の理由でございます。

これにつきましては、今回当初予算で見込みました賦課額が、実際にした賦課額と差異があったということで補正をお願いしておることでございます。理由としましては、17年度の税制改正、これにつきましては老年者に対するかなりの増税策がとられました。その関係で市税がかなり上がるということがありまして、この調定の計算をするとき、言うなら控除の額、それと収入が今後どうなるかということを経算するんですけれども、やはり現実的には皆さんの収入が、予想より下がっていたということで調定が伸びなかったということでございます。18年度の予算を決めるときは16年度の課税状況を使いますので、その辺の収入の差というものが出てきたと思います。

以上です。

○議長（森 温繁君） 番外。

○企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、当課に関する伊豆ナンバーの関係でございます。

14万8,000円の手数料関係、交通費を含めて16万8,000円の補正でございますが、伊豆ナンバーの状況については、既に議員ご承知だと思いますが、また皆様方、9月の市の広報に事前のPRの記事を載せさせていただいております。

いずれにしましても、伊豆ナンバーについては、平成11年から、いわゆる「伊豆は一つ」という合い言葉のもとに、伊豆地域の現在の6市6町が中心となりまして、観光振興と地域活性化を目的として、全国に先駆けてご当地ナンバーということで導入の運動を国に働きかけてきたところでございます。

その結果、この10月10日に施行されることになりまして、10月10日には、中心となってお

ります三島駅前で、いわゆる発足のイベントを開催する予定でございますが、以後、そういった意味では伊豆ナンバーは、ご当地ということで行政が中心となって活動してきた成果でございますので、少なくとも公の車、いわゆる公用車についても、できるだけ率先してその辺の導入を図り、地域へのPR、いわゆる観光PRの、そういった意味では司令塔というような役割を果たしたいという意味合いを持ちまして、今回補正をさせていただいたところがあります。

内容的には、37台分の公用車、実際、一般会計で所管しております自動車、全体では80台ぐらいあるんですけども、その中でも今回、イベントで地域に陸運局の職員が来ていただいて特別に交換をやっていただくという状況がありまして、それについてのお願いとして、全体では80台でございますけれども、対象が限定されました。といいますのは、基本的には自家用車の3ナンバーと5ナンバーのみを対象とするという、いわゆる特別のイベントでの対応でございますので、その辺の限定がありまして、公用車においては対象としては37台ほどの対応ができるだろうということで、1台につき交付手数料が1,440円、これは普通車でございますが、プラス申請用紙代の30円、合わせて1,470円、その37台相当分を今回補正をさせていただいたというところでもあります。

では、一般の人たち、これはイベントについては、申しおくれましたが、下田市の場合には、会場においては道の駅開国下田みなとの大駐車場におきまして、10月25日の午後1時から3時までの2時間の間に対応させていただくと。この辺の細かい点につきましては、次号の広報等にも流すつもりでありますけれども、一般の対応につきましては、そういった意味では、下田市においてのこのイベント会場においては、普通乗用車、軽自動車で100台、先着順で対応をするつもりであります。これもやはり台数が限定されております。

この交換の対象というものはどういうものであるかということなんですが、あくまでも新規登録される自動車、それから移転登録や変更登録によってナンバー変更される自動車から順次伊豆ナンバーに変更されるんですけども、今回は特別にイベントということでありまして、一応希望者に対しても交換をするというところで、このイベント会場で対応をさせていただくという状況になっております。

また、今後もそういった意味では、当初11年当時振り返れば、伊豆新世紀創造祭からこの運動は始まりまして、要するに創造祭のイベントを一過性に終わらせずに、今後そういった意味では永続的にやっていこうと。その効果として、動く広告塔という意味合いを込めて伊豆ナンバーが創設されたところでもあります。そういったことで、これから順次、エリアとい

たしましては三島市以南の伊豆半島の6市6町の範囲内においては、今の沼津ナンバーから伊豆ナンバーに順次変更されると、そういうものであります。

[発言する者あり]

○議長（森 温繁君） 何か答弁漏れありますか。答弁漏れないでしょう。

1 番。

○1 番（沢登英信君） 答弁漏れがあるものでお願いしたいと思いますが、1つは水の使用について、その施設以外の使用は認めないんだと、こういう協定を結んでいるということでございますので、どういう名目の協定の第何条にそれがうたわれているのかという点と、その協定が破られたときにどういう措置をするのかという質問をさせていただいておりますが、その答弁がなかったかと思えます。

なお、広告等々について、看板等についても条例違反の嫌いがあるわけですから、書き直していただくというような申し出をするのかと、ぜひしてほしいと、こういうような質問をしておりますが、それについても当局の姿勢を示しておりませんので、ご答弁をいただきたいところであります。

○議長（森 温繁君） 番外。

○産業振興課長（土屋孝一君） まず、協定書でございますけれども、協定書につきましては、基本協定とは別に、あずさ山の家施設の改築及び新築等に関する協定書の中で、第2条2項によりまして、「乙は、承認された事業のうち水源増し掘り事業については、次に掲げる事項を遵守するものとする」ということの中で、1号としまして、「取水された水は、基本的に施設内の利用に当てるものとする」という形で、ここに書いてございます。

あと、これが破られた場合ということの担保でしょうか。一応、そのようなあれではないですけれども、疑義等の決定という第5条の中で、この協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとするということで、基本協定に定めのない事項については、甲と乙と協議の上これを別に定めていくという形で、一条項を持ってございます。

それと、厨房の関係でございますけれども、これにつきましては、助役の方からも述べていただいておりますけれども、食品衛生上の関係で厨房が使えなくなったということの中で、今回厨房を使って行う自炊に対しまして、現在あります屋外の炊飯棟、この中にこれまでの厨房等の設備、流し台ですとか電気設備並びにガス設備等を設置いたしまして、これによって自炊をいつでもできる体制をとってございます。

それと、食堂に関しましては、現在特に利用制限等がなされているものではございません

ので、現在も食堂については自由に使っているというようなことでございます。宿泊者について、自由にこの食堂が使われているということでございます。

5,775円のことにつきましては、先ほどもちょっと触れましたですけれども、今後一応自主事業の関係等、先ほど私が述べた関係がありますので、また相手もありますので、指定管理者の方にこのような内容のものを伝えて、極力そういう形をとっていただくよう要請はしていきたいと思います。

○議長（森 温繁君） 1 番。

○1 番（沢登英信君） 第1点目の指定管理制度に臨む姿勢は、助役さんも私の意見と違わないと、こういう答弁をいただいたと理解をいたします。

2点目の錬成館については、市に寄附してくださるよう交渉をすると、努力するというところでございますので、その成果を早く発表できるように期待をしたいと思うわけでございます。

それで、3点目の水の協定及びそれに伴う、違反したときにどうするのかという点については、何か課長の方の答弁も自信がなさそうな答弁でございました。ぜひともこの点については、井戸の増し掘りをして水を得ると、しかも協定の中では、その施設以外に、山の家の管理のための施設以外にこの水は使ってはいかんということが明確にしてあるわけですから、既に出ている新聞報道、あるいはこの栄協メンテさんが出しておりますチラシというんでしょうか、案内広告は、それと違反する形になるわけですから、きっちり管理者を指導していただきたい。呼びつけて、このチラシの訂正、あるいはそういうものをきっちり文書で申し入れ、文書で回答をいただくような姿勢を当局として示されることが必要であろうと。明確に協定違反を続けるのであれば、これは当然指定解除をするということを申し述べるべきであると考えるわけですが、そういう姿勢で対応してくださるのか、それとも違反がないという姿勢を貫くのか、再度その点を確認させていただきます。

それで、この山の家の体験自炊施設の趣旨がたがわないので別に条例違反でないと、このような答弁を助役も課長もされているわけですが、もう僕が言うまでもなく、条例とはどういうものかというのは皆さんよくご承知しているわけです。目的、機能、その運営について、どこの施設をだれに、どういうように、何時に幾らで使っていいよと、使ってくださいよと、こういうぐあいに規定しているわけですから、そういう意味での食堂及び厨房、それから炊飯施設がそのように運営されていないというのは、だれの目にも明らかであると思うわけです。

それを条例違反じゃないと繕う態度をとっていたのでは、道理がどこかへすっ飛んじゃって、この議論が全く宙に浮いた議論になると思うわけです。本当にこの問題を解決しようという姿勢が当局にあるなら、間違いは間違いとして認め、その事後の策をとるなり、それに対処していくという姿勢が必要だろうと思うわけです。

そういう意味で再度、この第6条に定めてあります別表関係の規定、宿泊料金の規定、それから炊飯施設等に対する定めがあるわけですが、それに違反していないのか違反しているのか、再度お尋ねをしたい。この点は産業振興課長と助役、改めて条例の審査等に携わっている専門職である担当者のお尋ねしたいと思うわけでございます。

次に、大横町商店街が事業主体になるという手湯、足湯のまち歩きの整備をしていくんだと、国・県、それから事業主がそれぞれ3分の1ずつの負担で160万円の事業費であると、余っている温泉を使ってこういう施設をつくりたいと、まち歩きの観光施設としての整備を図ってこうということだろうと思いますが、商店街としては、それはむしろそういうことよりも、商店街の活性化をどう進めていくのかというようなことが本来の商店主の皆さんの望んでいることではないかというような思いもするわけでございますが、この大横町商店街の責任者がどなたで、どういう手続を踏んで、何軒ぐらいの方々がこの商店街に参加してこの事業を実施しようとしているのか。

それから、当然10カ所に進めていくということでございますので、大横町はご案内のように、まち歩きのお客さんもおりますが、車の往来もそれなりに多いところでございます。そういう交通安全の面からも、まちなみをどうつくっていくかということの観点は当然必要かと思っておりますので、そういうものがどう検討整備されて、設置場所がどこにどういうものを予定されているのか明示をしていただきたいと思いますと思うわけでございます。

捨てている温泉を利用するという、そういう意味ではすばらしい考えかと思っておりますが、具体的に差し支えなければ、どこのどなたの温泉をどのような形で利用されようとしているのか、明らかにしていただきたいと思います。

それから、税務課長に再度お尋ねをいたしますが、定率減税の廃止や高齢者控除の廃止に伴いまして1万1,141人の方々がこの下田で増税になると、4,369万円、定率減税だけで4,300万を超える増税だと、こういうぐあいに言われていたかと思うわけでございます。また、65歳以上の方々の高齢者控除に伴いしても3万円近くの増税になると、このように言われて、6月に納付書が来た多くの方々から、税務課に、この課税は間違っていないかと、こういう問い合わせの電話が殺到したと思うわけでございますが、そういう点から見まして

も、この減額というのはどういうことなのかなど。ただいまの説明だけではちょっと納得いかないといえますか、そういう意味で市民税を市民から多く課税をし、その一方でまた、1億9,000万でしたか、普通交付税がありがたいことに多くもらえるようになったと、こういう経過を言われているわけですので、そうしますと、全く税務の調定というのが粗雑というんでしょうか、どこか間違ってしまったのかなど、このようにも思うわけですが、その点どうなのか再度お尋ねをしたいと思います。

それから、けもの被害について、70万使い切って、50万さらに補正をお願いしたいと、こういうことで、けもの被害が大変深刻な状態になっているということで、対策としてはイノシシだけではなくて猿の被害というのも大分出て、これも町村だけではなくて、郡下あわせて、猿に一定の探知機みたいのを付けてやっているという話も聞いているわけですが、電柵で一部自分のところだけということではなくて、地域を挙げて被害対策を進めていくという地域もありますよという話で、具体的には増田さんから大賀茂の実態も発表されているところだろうと思います。

ただ単に足りなくなったから補助金をつければいいということではなくて、本当にどういう方向を施策として検討したらこの被害を防ぐことができるのかと、こういう観点からの対策が必要かと思うわけですが、この点についてどのように議論をし、改善をさらに進めようとしているのか。被害が多くてこの電柵の要望が多いので50万追加したと、多いからまた出しますよというようなことではなくて、難しいとは思いますが、抜本的な対策というものについて望みたいと思いますので、再度質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 質問者をお願い申し上げます。

ここで10分間休憩したいと思いますけれども、よろしいですか。

10分間休憩いたします。

午後 2時 9分休憩

---

午後 2時19分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議第71号の質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

○助役（渡辺 優君） あずさ山の家の水の問題でございますが、しっかり指導してほしいよ  
ということでございまして、これはしっかり指導をしていきます。

2点目の使用料、また炊飯施設については、明確な条例違反だという沢登議員の指摘でござ  
います。我々といたしましては、課長、また当局全体では、条例違反ではないというふう  
に思っておりますけれども、ただ、この議場での議論、指摘を受けまして、沢登議員からも  
法令担当を入れてしっかりと検証してほしいということでございますので、これはもうやぶ  
さかでありませぬので、しっかり検証をいたします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○産業振興課長（土屋孝一君） 商店街の関係でございますけれども、大横町通り商店会、こ  
れ代表者はもりおの森 秀樹さんでございます。

それから、商店街の事業者の内容ですけれども、これは36軒が構成員になっております。  
今回足湯が3基で、手湯が6基を実施するというところでございます。

それから、有害獣の関係ですけれども、抜本的な対策ということですが、非常に難  
しい対策かとは思いますが。私がここ数カ月の間での私的な考え方で申しわけございませぬが、  
例えばイノシシですと、捕獲についてもやっぱりまめに、その年に生まれてくるような小さ  
い子供を捕獲していかないと、どんどん増えていく。今、追いつかなくなっているような感  
じがあるかと思えます。ただ、捕獲かごで相当やっております。市も捕獲かごを6基用意  
して対応しております。あと、猟友会の方の方々も自分で捕獲かごを持っている方もおられ  
ます。極力やっぱりこのような中で、春先とか夏に子供が生まれるわけですけれども、小さ  
いものは非常におりにかかりやすい。要するに親みたいにだまされたくないような、そう  
いうのはなかなか捕まえることが難しいんですけれども、子供は比較的捕まえやすいもの  
ですから、そういう捕獲でいくしかないのかなと、それがもう精いっぱいのあるのかなと  
思えます。抜本的といいましても非常に難しく、まめに捕獲していくしかないのかなと。

猿につきましては、これは非常に難しく、網をやるにしても、上からも来ます、下から  
も来ますで、非常にこれは捕獲も難しいですし、また猟友会の方々にしても、銃による駆除  
は非常に嫌がります。このことで猿はどんどん繁殖していくのではないかと思うんですけ  
れども、猿につきましても極力そういう形で捕獲をしていくことになるのかなと思えます。ま  
た、全国的にもこの被害が今多くなっておりますので、何か特別なアイデアが生まれたく  
ればありがたいなと思うんですけれども、今の中では猿は非常に難しいのではないかなと  
いう気がしております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 番外。

○税務課長（村嶋 基君） では、市税の減額の詳細な理由ということでございます。

今、沢登議員がおっしゃったように、平成17年の税制改革で、18年度から、言葉が悪いですがけれども、老年者をねらい撃った増税が行われました。多くは、65歳以上の老年者の控除の廃止、言うならば48万円の控除がなくなったと、それと65歳以上の所得125万円以下の方、今まで非課税でしたけれども、それが課税になったよということと、公的年金の縮減ということで公的年金の控除140万が120万円、20万円落ちたと、それと定率減税の縮減、これは7.5%で2万円落ちました。

言うなら控除が落ちたということは増税になったということでございまして、特にこれを18年度の予算にどのように見るかということで、当時税務課で計算したところ1億を超える増税になるだろうと、下田市で。ただ、これは下田市の老年者の関係だけでありまして、そのほかの方もたくさんいるわけです。その人たちについては、毎年賃金とか給与等が減っておりますので、その辺もどれだけ減るかということで、両方を加味して予算をつくります。その結果、当初予算につきましては、平成17年度より、それを加味しまして調定で8,000万ぐらいは上がるだろうということで予算化されております。

それで、実際に課税した場合、この中で、今私の方も担当に聞きましたところ、まず1点は、全体的に収入が減っているということと、普通の人、言うなれば役所の職員も10%減っていますので、そういうことも影響がかなりあります。それともう一つ、今まで老年者の方たちは控除が大きいのですので、ほかの控除をとらなくても、その控除だけで非課税になっていた方というのがかなりいたそうです。その中で代表的なものが寡婦控除、障害者の控除等は、言うならもう非課税の範囲になっていますからとらなかつたと。ただ、今回これをやっても、今度とらないとちゃんとした税が出ますので、それをとったということがありまして、その辺の見きわめが難しかったということと、言うならば所得、特に市民税の場合は、この間6月の議会でありましたけれども、今は200万円までは3%でございます。200万円を超えますと8%です。今まで予想として8%のところに行くような人がいかなかったとか、そういうもの見きわめが難しかったということで、賦課したところ2,700万円程度、調定が落ちたと。

調定はもうちょっと多いんですけれども、それについて徴収率を掛けますので、徴収率、うちの方の目標97.5%ということは変えませんので、そういうことで2,700万円減額という

ことで、今回につきましては、先ほど言いましたように、現実の調定減の分だけを減額させていただいたということをごさいます、また、言われますように、問い合わせがあったと。それは、老年者の方たちは倍になった人とか3倍とかそういう人がたくさんございましたので、1週間以上、うちの市民税の方の電話は鳴りっ放しということで、ほかの仕事ができなかったと。まあ、これが仕事ですからしょうがないですけれども、そういう状態が起きたと。それと、言うならば口座振替の人は、今まで非課税の人は登録してなかったもので、その人たちは見ればわかったですけれども、偶然督促が行って初めて気がついたという人たちもあったということで、この影響がすごかったなということをごさいます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 1番。

○1番（沢登英信君） 山の家につきましては、今、助役からご答弁いただいたわけをごさいます。言語は明瞭でございすが、その意味する内容は非常にあいまいだと、このように思うわけをごさいます。やはりこの山の家を錬成館にしても水の問題にしても、あるいは使用料、それから厨房やこれらの問題にしても、市長の政治的な判断がそこに働いていると、こういうように思わざるを得ないわけです。

そこで、最後に市長にお尋ねをしたい。山の家がこの現状をぜひ解決してほしいというのが議会の要望であると思うわけです。錬成館については寄附を、そしてこの水の使用については、施設以外には使っていかなんということを守らせると、そして厨房については、山の家本来の交流館としての使用ができるように業者に改めさせると、こういう姿勢を市長がとるかとならないか、そしてそのことを助役以下職員に指示するかしないかで、はっきりこの解決の目が見えてくると思うわけをごさいます。そういう点で市長の姿勢について、この山の家指定管理についての見解を最後にお伺いしたいと。ここの見解がない限りこの問題の解決はないと、職員としては右往左往した答弁をせざるを得ないと、こういう結果になると思うわけをごさいます。

さらに、商店街の足湯、手湯の問題でございすが、この場所の箇所数はお答えいただいたわけですが、どこの場所で、だれの所有の土地なのか、公の施設にこういうものが設置できるのか、どなたの土地に設置しようとしているのか。また、余った温泉を使うということのようでごさいます、温泉法上の問題はないのかどうなのか、そういう点の検討がどうなされたのか、お尋ねをしたい。

それぞれ口数で契約している温泉を他人に無断で使用させるというようなことは、法律上

もなかなか困難ではなかろうかというぐあいに思うわけですが、そこらのクリアというのはどのように検討されているのか、あるいはされていないのか。

それからまた、もりおの森 秀樹さんが責任者として進められるということのようですが、当局の発案であるのか、あるいはどのような人たちの発案で、まちづくりに対する大きな一つの方向づけを出すということにもつながっていかうかと思しますので、どのようなところで、どなたの発案でなされたのか。

手湯と足湯については、この3項目について再度お尋ねをいたします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） 山の家の問題につきましては、担当課が指定管理者と色々な形の中でよく話し合いをしながら、いい方向へ今努力をしているところでもありますので、議会側の全員に皆さん方の考え方というような形でとらえてよろしいのでしょうか。そうであれば、そういう形でしっかり私もしても、とにかく問題が起きないようにやっていくような形で指示をしていきたいというふうに思います。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（土屋孝一君） いきいき商店街づくり事業関係でございますけれども、3つほどあったかと思えます。

場所のことだと思いますけれども、現在、場所はたるやさん、平野屋さん、それから田代さん、村上書店さん、大川屋さん、もりおのさん、海女小屋さん、宝玉堂、日新堂、尾形薬局さん、このようなどころがあります。

[発言する者あり]

○産業振興課長（土屋孝一君） 今言った中で、足湯が3カ所、あと手湯が6カ所ですか……

[発言する者あり]

○産業振興課長（土屋孝一君） はい、設置すると。管理は、その土地の人たちがやるということになっているようです。これは取りまとめで、当然、個人への補助対象ではなく、大横町商店街が事業主体になるということです。この商店街と個人との関連になろうかと思えます。

あと、温泉については、温泉会社の方と協議の上、これは問題ないという形で了解を得ているそうです。

それから、発案につきましては、商店街の方が何か活性化のためにやっていかうという形の中で発案があったようでございます。そのように聞いております。

○議長（森 温繁君） ほかに。

3番。

○3番（伊藤英雄君） 今回の補正は大きく分けると2点からなっていると思うんですが、1つは、小林議員がおっしゃったように、普通地方交付税1億9,000万、約2億円の増、それから前年度繰越金が3,000万ほど。2億2,000万ほどの歳入の増があったということ。もう1つは、災害復旧で1億9,000万ほどの歳出が出てきた。こういう中で、1億9,000万円の歳出については、国県の補助を1億2,000万、そして起債を6,600万、約7,000万起こしているんですが、一方、歳入で2億2,000万円の増収を見込みながら、ここで災害復旧で約7,000万、6,670万の借り入れを起こす。本来であればこの借り入れはしなくていいんでしょうが、下田市は借金が多く、起債の制限があり、これを機会に借金できるものはしておこうと、こういうようなこともあり、6,600万の借金をしたのかどうか。

交付税1億9,000万円と繰越金3,000万で2億2,000万円の増が、大まかにいきますと、退職手当で1億6,000万円で、財政調整基金に7,000万つぎ込んでいるんですが、2,500万ほど基金へ取り崩しがあるので、5,000万ぐらいは財政調整基金ということで貯金として残したということなんですが、この退職金については、思わぬ退職金の増額があったということだろうと思うんですが、2億2,000万円の増収があると、職員の10%カットは、もしかすると必要なかったのかなと。たまたま大量の退職者が出たので退職金で消えちゃったけれども、退職者が通常であれば賄えたのかなと、金額だけで言えば賄えたのかどうか。退職金は1億6,000万円積み立てたんですが、退職金総額は幾らになるのか。この積み立てで28人でしたか、来年3月の退職金はすべて賄えるのかどうか、退職金は1人頭お幾らぐらいになるかをお尋ねします。

もうそろそろうんざりもするんですが、山の家について、二、三点関連した質問を行いたいと思います。

山の家条例のときに、公募をするときに、私は、振興公社がやっていたら多少設備が老朽化したり不具合があっても、何とかだましまし使えるだろうと。しかし、公募にすればそういうことはできないんじゃないか、直すべきところは直さざるを得ないんじゃないか、つまり公募によって歳出が増えるんじゃないか、出費が増えるんじゃないですかと、こういう質問をしましたら、そういうことはないよと、修繕等をしないで現状のままやっていると、それが条件ですと、こういう答弁があったかと思うんですが、実際に始まってみればそうはいかない。やはり施設を活用してサービスを行っていくとなれば、不具合があ

れば直さざるを得ない、こういうことになるのであります。

関連して、今回ベ이스テージの条例が出てきたわけです。そして、条例案によれば、設備の設置、施設の改修は指定管理者が権限でできるわけです。したがって、不具合箇所があれば、施設管理者は自らの権限でできるわけです。しかし、指定管理者が必ずしも裕福とは限らない。場合によっては赤字の会社、赤字の団体が指定管理者になる場合もある。この場合、指定管理者は、施設の改修は行うけれども、それは当然に所有者である市の責任で直せということで、ベ이스テージの指定管理者制度は大きな歳出増を生む可能性があるんじゃないかと思うんですが、その点に関する見解。

それから、当然、施設設備を引き渡すときには、施設設備の引き渡し書類、これこれこういう設備をこのような状態の中で渡しますよと、こういう書類があるのかどうか、なければつくる意思があるのかどうか。そして、現在補修をするような、修繕をするような状況にあるのかなのか、この点についてお答え願います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○企画財政課長（土屋徳幸君） 一番最初の、要するに今回の補正において、交付税歳入においては約1億9,000万の増収がありながら——大づかみで言いますと1億9,000万の増があったと。しかしながら一方では、歳出の方で特別退職手当負担金が1億6,000万、ほぼ同額と大ざっぱに言って考えてみた場合、そういう状況の中で、災害については、そういった意味では公共災害、補助災害については補助金で、残りは起債で、100%交付税算入されるという特別な起債でございますので、そういった意味では、財源調整のために無理やり起債を借りていくという考え方じゃないです。

もう1点は、要するに1億9,000万入ったから、当初の職員の10%カットはやらなくても済んだんじゃないかという論理ですが、10%カットした上で、この1億9,000万と1億6,000万があるので、さっき大づかみで言いましたけれども、1億9,000万の増額に対して、一方で歳出では退職手当特別金が1億6,000万あれば、10%なければ赤字になるということですよ。そういう感じです。

○議長（森 温繁君） 番外。

○観光交流課長（藤井恵司君） ベ이스テージ、道の駅開国下田みなとの建物に引き渡す際という、先ほどの話になりますけれども、修繕が生じるのではないかというご心配をいただいておりますけれども、今回の補正予算にもありませんとおり、修繕は出しておりません。特に、まだ築約6年、ほとんど修繕する、細かいものはありますけれども、引き渡す際、修繕しな

ければならないというものはございません。

[「つまり設備の管理をするに当たって、どういうものをお渡ししますよと、そういう明細というのがあるか」と呼ぶ者あり]

○観光交流課長（藤井恵司君） それは、財産台帳はございます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） では、退職金の総額ということなのですが、退手組合の方へ負担金ということで、職員の給与の1,000分の150を退手組合の方へ負担金ということで払います。また、勸奨を受けた25人については、普通退職と勸奨を受けた分の差額分を特別負担金という格好で退手組合の方へ払います。今回の払いが、普通の掛金、特別掛金合わせまして約3億2,000万ほどあります。それで、29名の退職金の総額ですが、約7億4,200万円です。1人当たり約2,550万ぐらいになるのかなということでございます。この額については、退手組合の方からそれぞれ支払われますので、特に市が予算づけするとか、これはございません。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） 質問の趣旨が、最初の答弁、企画財政課長はちょっとずれているようなのですが、当初から29人の退職者は見込んでいなかったと思うんですよ。つまり1億6,000万円の退職積立金が出るというのは見込んでいなかったと思う。それで、予算を組むときに、前にもちょっとお話ししたように2段階で、当初予算は低く抑えているよと、したがって、9月で1億9,000万出たと。恐らく12月、3月でも補正で交付税の増額は出てくるでしょう。それは、手がたい見込みをなさっているからそういうことになるんだろうと。

そのときに問題になるのは、交付税の増額で来た金については使途が決まっていなわけですよ。予算上はないわけですよ。例えば、9月議会でこのように1億9,000万円のお金が入りましたと。使途は全く白紙なわけですよ。それはこうやって予算で来る。そのときたまたま今回は1億6,000万円という退職金があったから、ほとんど消えちゃったと。しかしながら1億6,000万当初なかったとすれば、退職者が29人出なければ、それは1億で終わったかもしれないし、6,000万で終わったかもしれない。

予算を組むときに大変厳しいと、やりくりつかないよと。しかしながら、実は隠し玉があった。これは今までの経緯を見れば、やはり12月、3月で交付税というのは増収で出てくる可能性はかなり僕はあると思う。これはもう数カ月すれば結論は出るんでしょうけれども。しかしながら、退職者が出たように、何が起きるかわからない。

しかし、僕が言いたいのは、財政が厳しい、厳しいと言う一方で、それは安定的に財政を運営するためにはそういうことも必要でしょう。しかし、やはり運営上、使うところには使わなければならない、つけるときにはつけなければいけないわけだ。今回も商店街には50万つけたわけですよ。その判断が、しっかりとした議論とやりとりの中でその予算配分が行われればいいんだけど、そこに恣意的なものが入ってはうまくないよと。

それと、やはり今回、議員に対しては、全く議員要求にはこたえられませんということで予算編成上、冒頭切って捨てられたんだけど、やはり議員もまた住民の要望をしょってこの場に立っているわけです。多様な住民要望にもこたえると、こういう姿勢はやはりなくしてはいけないんじゃないのかと思います。

それと、財産目録があるというお話なんですが、その財産目録をそのまま指定管理者に、これが今の現状ですと全部お渡しするわけですか。つまり指定管理者に管理をお願いしますよと、そのときに、あなたが管理するものはこれとこれ、こうですよと、その財産目録をすつと渡して、それで終わりということですか。それはちょっとおかしな話だろうと思いますよ。財産目録のコピーをお渡しするような話じゃないと思う。やはり、あなたが管理するのはこれとこれで、ここの部分だと。特にあの建物について言えば、いろいろ複雑な要素があるじゃないですか。そここのところのやつがちゃんとできているのかどうかということですよ。

それがまだできていないのであれば、實際上、指定管理者のあれは来年の4月でしょうから、それまでにはしっかりしたものをつくらなければいけない。そうでなければ、条例の答弁であった原状復帰と言うけれども、じゃその原状というのはどうなんだという議論になったとき、そこが見えてこないということになる。その辺をしっかりとやっていただきたいと。

それから、修繕するようなものはないよということなんですね。わかりました。今度は改修も指定管理者の権限になって、市としては関与できなくなっちゃうんだけど、市としては改修の必要性についてはあると考えているのか、ないと考えているのか、お尋ねします。改修の可能性が出るか出ないか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○企画財政課長（土屋徳幸君） 今、伊藤議員の方から財政運営上、我々の立場、いわゆる財政をつかさどる者といたしまして、当然、伊藤さんがおっしゃるように、いわゆる歳入欠陥等、市の財政執行上、非常に危機的な状況を招かないように慎重に我々は算定していかなければならないという、やはり一つの基本的なスタンスはあります。

であります、一方では、要望を削って、要するに歳入を低く見積もって、今の伊藤さん

の理論ですと、歳入を恣意的に低く見積もって歳出を抑制するようなやり方はよくないというようにお話には私は受け……

[「そうでなくて、歳出なんですよ」と呼ぶ者あり]

○企画財政課長（土屋徳幸君） だから、歳入を低く……

[「歳入は低く見積もるよと、それは運営上そうでしょうと。しかしながら、実際上は交付税が増額で来るわけです、当初予算で低く見ているんだから。だから歳入増があるわけですよ。今回も1億9,000万の歳入増があったわけです。その1億9,000万円については、予算が決まっていないというか、入っていないから、使途まだ定まっていないわけです。ある意味では自由に使えるわけだよ。だから今回は退職金に使ったわけだ。それから財政調整基金に積んだわけです。そうやって歳入を低く見積もるがゆえに出てきた歳入を……」と呼ぶ者あり]

○企画財政課長（土屋徳幸君） はい、わかりました。

結果的に、今のおっしゃり方は、恣意的に歳入を低く抑えていると。

[「そうじゃないよ」と呼ぶ者あり]

○企画財政課長（土屋徳幸君） 私は、申しわけないですが、そういうふうにとったんです。わかりました。では、結果的に……

[「財政運営上の安定を図るために歳入を低く見ているんでしょうと言っている」と呼ぶ者あり]

○企画財政課長（土屋徳幸君） それは一つの、要するに我々の立場からすれば、それは当然あり得ることです。ご記憶も新しいと思いますが、県下のある市においては、交付税を低く見積もったために非常に混乱を招いたというケースもあったように聞いております。だけどそういう……

[「多く」と呼ぶ者あり]

○企画財政課長（土屋徳幸君） 失礼しました。多く見積もった結果、そういうような破綻を招いたというようなケースも聞いております。

しかしながら、当市においてはそういったことはありませんで、また、たまたま今回1億9,000万の普通交付税が増額になったというのは、先ほど小林議員のご質問にもお答えしました。結局増額となった大きな要因というのは、国の施策なんですよ。

要するに、そういった意味では地方財政計画の、いわゆる国税5税の額が国が想定したよりも増えたよと、そういった部分については一応見ましようとか、そういったもろもろの国の政策に基づいた部分が要因として大半を占めているのであって、市が独自の、一応それはある程度厳し目には見ます、確かに。しかしながら、それを極端に低く抑えるとかそういったことはしておりませんし、また、今回の1億6,000万を視野に入れながら、極端な話が、1億6,000万を想定しながら、低く見積もって1億9,000万今回財源ができたからいいやと、そういったものではありませんで、たまたまそういった意味では1億6,000万を賄えるような交付税の措置があったので、強いて言えば、私どもとしてはラッキーだったなという感じなんですよ。

逆に、一方では、今回の補正はどうだったのかと言いますと、いわゆる地財法7条の規定に基づいて、平成17年度の剰余金2分の1を積み立てさせていただきました。約1億4,000万ですから、半分の7,000万を財政調整基金の積立金に補正をさせていただきました。しかしながら、この同じ補正予算の中で、財源調整のためにはやむを得ず、積み立てたと同時に2,500万を取り崩させていただいているんです。そういう財政の厳しい状況は変わらないということです。

○議長（森 温繁君） 番外。

○観光交流課長（藤井恵司君） 特にハードの面を言っておられると思いますけれども、今後そういう引き渡す部分はしっかり詰めていきたいと思います。

あと、改修の可能性と、これもハードの面を言われているかと思いますが、私が一貫して言っているとおり、目的、これに照らし合わせまして、目的を達成するための機能が損なわれないものの改修はいたします。

以上です。

○議長（森 温繁君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） ベイステージの方はわかりました。しっかり引き継ぎのとき、通ればですけども、まだ通っていないですから、そういうことになればしっかりやっていただきたい。要望です。

それから、財政の方はどうも議論がいまひとつかみ合わないんですが、歳入は低く抑えろと、それはいいわけですよ。それはそうしているでしょう。ただ、結果として低く見積もっているがゆえに、それは出るわけですよ、補正で。毎年出ているわけでしょう。僕は少なくとも今3年目、4年目に入るけれども、毎年出ていますよ、補正の増というのは。それは

やっぱり出てくるわけですよ。だから問題は、その出てきたお金の使い道だ。いわゆる補正予算の組み方ですよ。そのときに、やっぱり住民の要望なり議員の要望も入れていくという姿勢は必要じゃないかと。入り口で僕らは断られたわけだ。あるいは入り口で、住民要望は今年では聞いちゃいけないよと、議員さんとの話し合いもしませんよと、こういうことでスタートしたわけですよ、1年間。

結果、たまたまなのかどうか知らんけれども1億9,000万入ったわけだ。恐らく12月、3月にも幾ら入るか知らんけれども、それはやっぱり健全な財政運営を目指してやっているんだから多少出るでしょうと。そのときに、今回は退職者が多かったから1億6,000万出たけれども、これは退職者が多いかどうかかわからないわけで、そのときに、やっぱりさまざまな住民要望なり、またそれを受けている議員の要望、これを入り口で切ると、こういうことではなく、やはりこういう補正があれば積極的に住民のために使う、こういう姿勢もまたないと、そういう希望がないと、やっぱり下田市の行政、政治も明るさが出ない。もしかしたらこういう補正が出れば皆さんの要望にもこたえられますと、こういう姿勢が当初からあれば、また一步、下田市の財政、行政も明るいんじゃないかと、こういうことですから、ひとつご理解いただきたいと。

終わります。

○議長（森 温繁君） 番外。

○助役（渡辺 優君） すみません。企画財政課長、ちょっと興奮してしまして、議員の言われることもよくわかります。

ただ、下田市の財政、何回も申しておりますけれども、もう財政調整基金も本当に底をついている状況でございます。それで、下田市につきましては、今年度だけの財政運営じゃなくて、当然に19年度以降も延々と財政運営をしていかなければならない。そういう中で、やはり財源が生じましたら、バランスのいい、積み立てもやり、一方では若干投資もしという形のことは十分考えておりまして、それでもやはり財調はもう1億を切っている状態の中で、再三言いますけれども、来年度以降を考えますと、今回も災害があったように、先ほど議員も述べられたように、一般財源でやはり相当の金額を必要といたします。そういうことのとっさの出来事に対しても、やはり財調というものを少し用意しておかなければならないかなという思いもございます。そういうところのご理解をいただきたい。

それから、さっきの中で企画財政課長、ちょっと説明がなかったと思うんですけれども、災害の場合は、国庫の負担金のほかに、100%起債が借りられることになっております。こ

の起債は、ご承知かと思えますけれども、有利な起債ということで、交付税措置されるものですから、無理に財源確保のために起債を借りるんじゃないかと、有利な起債ということの判断をしているということで、ご承知おきいただきたいと思えます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

15番。

○15番（土屋誠司君） 2点ばかり伺いますけれども、山の家の修繕料、これは去る5月だったか、全協のときには500万ほどの修繕料が必要だということでありました。それで、6月議会において修繕料の計上がないので聞いたところ、浄化槽とボイラーの修理であって、これは強いて今すぐやらなくてもいいというような答弁だったと思うんですよ。それが今の沢登さんのところの質問でわかったんですけども、これはもう浄化槽のポンプが3台もとまっている、そういうことがありまして、それとボイラーのレジオネラ菌で60度の保温が義務づけられているんで、だめだと、耐えられないということですけども、指定管理者が滅菌機をつけたことによって、60度じゃなくてもいいんじゃないかと思うんですよ。だからその辺は使えるというか、戻していいんじゃないかと思うんです。

だから、壊れているところを今まで延ばしていいと言ったその理由は何ですか。言っていることがおかしいと思うんですよ。6月のとき、まだ今やらなくてもいいけれども、9月に補正が出てきた。市民に今、合併浄化槽の管理が悪いから指導するなんて、そういうことをやっている行政が、3台もとまっていれば、もう悪い水が出ているわけでしょう。こういうことでいいのかということをお聞きします。

それと、災害復旧費について伺いますけれども、農地の頭首工、あれは3軒以上利用者があるというか、その場合には公共でやってもらうということになっていると思うんですけども、今はだんだん耕作者が減って、1軒、2軒のところはやられないわけですよ。ですけども、この前現場へ職員を案内して行ったんですけども、その場所というのは、今までの河川改修工事によって両護岸を掘削して、深く掘ったんですけども、根石が出るほど掘れているんですよ。その理由は、河津町なんかは帯工みたいのがたくさんあるんですけども、下田側の場合は幾ら急流でも帯工なんかはないんですよ。ですから余計河床が下がってしまうから、頭首工なんか飛んでしまうんです。

それで、この間行った現場も、もう根石が出て、下がえぐられているそういう状態ですから、河川改修のとき、頭首工はつくらなくても、帯工とか掘削したところをコンクリで埋めていけばいいけれども、あとを埋め戻しただけでは掘れてしまう。そういうところでもって、

今回もその場所は、実際には3軒ほどいますけれども、1軒だからできない。できないけれども、昔の川のままであったら個人でもできるわけです、石を並べてやれば。河川改修によって両側を掘削してふさがれたもので、そこがまた掘れてしまって、とてもできない状態です。これは、大もとの平成3年の水害のときのやり方だと思うんですけれども、下田の場合は帯工をなぜつけなかったのか。河津町は、同じところでもっと緩いところがたくさんついているんですけれども、下田はついていない。その辺についていかがですか。

〔「休憩願います」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午後 3時 2分休憩

---

午後 3時12分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

○産業振興課長（土屋孝一君） 貴重な時間、まことに申しわけございません。専門的な言葉が出ましたものですから、私もわからなくなりまして申しわけございませんでした。

浄化槽の件でございますけれども、5月に500万円という形で、概算でしたけれども、一応報告させていただいたわけですが、精査いたしまして、今回470万円の補正をお願いしてございます。

先ほど議員おっしゃいましたように、モーターが故障しておりました。この故障によって機能がストップしているわけではなくて、機能が半減しております。このことで、早急に直すということも必要だったんですけれども、ちょっと予算的な面もございまして、9月までの間、指定管理者はそちらの方も専門でありました関係から、ちょっとこの辺について技術的に対応をお願いしたいということで、この9月まで技術的な対応で彼らにお願いしてございました。これでとりあえず機能的には維持できるというようなやり方をとってもらっております。

それから、ボイラーに関しましてですけれども、滅菌機によってボイラーの、先ほどの60度の滅菌は必要ないのではないかとということですが、滅菌機がついておりますのは、まず仕組みが、ボイラーがありまして、ボイラーで沸かしたお湯を貯湯機に入れます。お湯をためていく貯湯機があるわけですが、ここから出ていった先がおふろに行きます。

ここには滅菌機がついておりますけれども、通常、水をボイラーで沸かして貯湯機へ入れていくと、この循環の中が対応できていないということで、今回はその部分の対応になります。

ボイラーの修繕に関しましては、以上でございます。

申しわけありません。頭首工ですとか帯工につきましては、私は技術的に非常にふなれでわからないものですから、助役の方がお答えしてくれるということなものですから、お願いしたいと思います。申しわけないです。

○議長（森 温繁君） 番外。

○助役（渡辺 優君） 議員の言われている場所は、多分、坂戸川であろうかと思います。もともと急峻な山からの勾配のきつい河川でございまして、大変流れが激しいところでございます。今回の災害箇所につきましては、私も確認をしておりますけれども、もともとカーブのところに、頭首工というよりも、トタンで水をためて取水するという施設であったようでございまして、これが完全な頭首工であれば、そしてプラスアルファ受益者が何人かいればということで災害対象になる可能性もありますけれども、今回の災害につきましては公共災害の対象にならないということで、これについては、やはり直した後、また今と同じような形で、申しわけないですけれども、受益者の方にやっていただくしかないのかなと。ただ、前後の河川も掘削されていますので、それらについては、河川の方は担当が建設課になりますけれども、原材料支給等々で可能であるということは聞いております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 15番。

○15番（土屋誠司君） 修繕料ですけれども、60度は必要ないと思ったんですけれども、そっちは理解しますというか、ちょっとおかしいとは思うんですけれどもいいとして、その浄化槽ですね。浄化槽が、技術的対応で専門業者だからお願いしてやったと、それはおかしいと思うんですよ。6月のとき、なぜ計上しないかと言ったら、まだやらなくていいと、それを答弁しているんですよ。

今、話はちょっと向こうにいきますけれども、プラントの方で皆さんに、浄化槽の管理が悪いからそれを指導しているというか、そういうのをやっているときに、公の施設が、機能が半減しているものを見過ごしてきたわけですよ。これはどんなものかなと思います。

それと、坂戸川のことですけれども、現在はトタンでやってありました。それは前回の災害のとき、やっぱり3軒以上とか何かそういったことでだめだということで、それで今は1

軒しかやっています。ですけれども、その前の原因は、両側掘削して、そのところがまた掘れているから、それで自分たちはできないというので、それでやっていたんですよ。だから大もとは災害復旧で、平成3年のときのやり方が悪いんですよ。その後も、そういうところを掘って根石をやったって、埋めてあるだけだから、コンクリやっていないから掘れてしまって、その後もひっくり返っていますよね、護岸が。そういうことを言っているんです。

だから、その穴を埋めてもらって、多少あればいいけれども、今はもう1メートル以上あるから、あれは個人ではとてもできません。その人は、だめならもう来年から耕作放棄と言っていました。そういうところを大もとが、原因が、だから昔のままの護岸だったらそんなことはなかったわけですよ。平成3年のときの大災害によってなって、その後、平成5年ぐらいだったか大水でまた護岸が崩れてというか、下が掘れてひっくり返って、そういうような状態のところ、そういうところに帯工が一つもないんです。だから当初の設計というか、そのあれが悪かったんじゃないかなと、そういうことを伺います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○助役（渡辺 優君） 災害関連でございますけれども、確かに議員言われるように、帯工とか頭首工というのは、いろんな意味で必要なところもあるかと思います。

ただ帯工も、ご承知のとおり、議員の地元の逆川、2級河川、県管理については、相当長期間といたしますか、長い距離にわたって改修したものですから、計画的な帯工、また頭首工等々も設置ができたんですけれども、小さな準用河川等々ですと、なかなか災害復旧も部分的な災害復旧ということで、それにあわせて災害復旧も、何でもかんでも災害復旧でできるかという、一定の基準がありますものですから、多分今までの中でもそういう採択が難しいということで来たかと思えます。

そういうことで、他の河川と比較して帯工がないと、それがおかしいということでございますけれども、それはそういう採択基準がございますので、ぜひご理解いただきたいと思えます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○産業振興課長（土屋孝一君） 浄化槽の件でございますけれども、この機能が落ちていましたけれども、人間的に利用している人員、利用人員を見ていったときに、これならまだ対応できるという形の中で、指定管理者の方が維持を9月まで引っ張ってくれたということでございます。

○議長（森 温繁君） 15番。

○15番（土屋誠司君） 利用人員的と言っても、フルオープンというか、そういう予定はしていたわけでしょう、7月7日に。今までは利用が少なかったけれども、そういうのは理由にはならないと思うんですよ。それと、浄化槽の管理を、くみ取り料に対して手数料を取るとか、そういうようないろんなことを議論している間に、公の施設がそんなことではまずかったのではないかと、そういうことです。考え方としてね。それはそれで終わります。

帯工がなかったのは、それはしようがないとして、根石が掘れて、そういうところなんです。今後、根石を掘ったとき、急流のところはやっぱりコンクリか何かで河床を固めないで、どんどん下がるばかりですよ。だから、そういうことでぜひやってもらいたと思います。それで、問題の箇所は根石が出ていますから、埋めて何とかそこにおっつくようにやっていただきたいと思います。

それと、先ほどありました大横町商店街通りの民の土地へ公の構造物をつくるというのは、これは山の家と全く逆のケースですけれども、借りるには、やっぱり借地契約とか何かそういうのをちゃんとつくってやるのかどうか、その辺について伺います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○産業振興課長（土屋孝一君） 事業主体が、先ほどの質問の中でお答えしたと思いますけれども、大横町商店街が事業主体になっております。ここの大横町商店街の中でその所有者との関係で協定が結ばれるのか、覚書が結ばれるのか、ちょっと私たちの方ではわかりませんが、そのような内容が行われるべきではないかと思えます。

これまでも商店街の中に、街路灯等をやっぱり商店街の実施主体で行っております。これにつきましても土地の使用権、借地権、こういうものについては、商店街が責任を持ってその地主と対応がなされておりますので、同じような方法がとられるのではないかと考えます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 番外。

○建設課長（宮本邦夫君） 坂戸川の件でございますけれども、今回うちの方も農災ということで現場を見てもおりませんので、この件につきましては、多分、昭和50年あるいは51年の大雨のときの災害復旧でやった工事だと思いますので、現場の方を調査して、埋め戻し等できるものがあれば、またやっていきたいというふうに考えております。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第71号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。なお、人件費については、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議第72号 平成18年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第72号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議第73号 平成18年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

13番。

○13番（大黒孝行君） この補正でありますところの策定業務委託200万、これは建設課という立派なスタッフのそろっているところで、かなりの構想は持っていらっしゃると思うんですが、この委託によりまして、基本構想を受けて、この事業の着手はいつ頃を念頭に置かれていらっしゃるか、お伺いをいたします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○建設課長（宮本邦夫君） 基本構想の着手はというご質問でございますけれども、この駅前広場につきましては、昭和37年に都市計画事業として整備されておりますけれども、その後バスターミナル、これも暫定使用というような状態、それから駅前の旧バスターミナル用地、これを公共用地として買い戻したと、そういう問題。それから伊豆縦貫道のアクセス道路としての外周道路の強化、それからマスタープランの中での位置づけ等を考えまして、今回基本構想を策定するものでございますけれども、この中では、あくまでも都市計画決定をされている土地もありますものですから、その辺を含めて何年までにやるとかですね。

まずやることは、どういう利用体系、今のバスターミナル、それからタクシー、もちろんロータリーも含めて、そういうもののどういう利用が一番いいのか。それと交通体系、どういう交通の流れがいいのか、そういったものを全部含めて検討していきたいというふうに考えておりますので、その中で基本方針を策定しまして、目標年次を設定、それから駅前広場だけでなく、周りのあり方とかそういったもの全部含めまして今回策定したいと思っておりますので、今ご質問の着手年度はということ、この基本構想の中でいろいろ検討していきたいというふうに考えております。

○議長（森 温繁君） 13番。

○13番（大黒孝行君） では、ための委託だと。ある程度形の見えないときに、こんな大変な財政事情の中で、今、最初の話の中では、マスプラ絡みで一応その辺の整備構想をつくらないかなというところではわかったんだけど、後段の説明では、事業着手の予定もほとんどないというような形で、事業そのものに着手できるかどうか構想から得たいというような、そういうとらえ方でいいんですか。どうですか、その点。

○議長（森 温繁君） 番外。

○建設課長（宮本邦夫君） 大変お答えが難しいんですけども、とにかく今の交通体系といえますか、タクシー乗り場にしても、それからバスターミナルにしても、はっきり言えば、バスターミナル用地は、今の用地は一般車両が出たり入ったり、そういったものがあります。それと、大黒議員の一般質問でありましたけれども、旧バスターミナル用地の有効利用と、そういうものも図らなければならないと。それにはもちろん概算額もその中で出てくると思います。それと、この3月に設定しました駅前の基金条例、その中でも積み立てをしていこうと。

そういう全体的なものをつかまないと、ただ漠然とやってもいいというのではなくて、やはりある程度のあの広場としての目標、そういったものを策定しておいて、その目標に向かって進んでいくと。確かに今お金がありませんので、もしこれをやるとすれば、都市計画事業ですから、それだけの国庫補助金も出ます。ですから、そういう補助金等の活用も考えて、そういう基本設計をやっていきたいというものでございます。

○議長（森 温繁君） 13番。

○13番（大黒孝行君） 我々がいつも残念に思っている旧バスターミナルも含めて抜本的な改良等、課長がいらっしゃる間にこれが実現するのかなと思って、期待を込めてご質問いたしましたもので、よろしく願いをいたします。

ありがとうございました。終わります。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第73号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

次に、議第74号 平成18年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第74号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

次に、議第75号 平成18年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

10番。

○10番（小林弘次君） この介護保険制度が導入されてから約6年間経過したわけでございまして、制度の持つ介護の社会化、あるいは在宅介護の社会的な保障と、こういう趣旨に基づいてこの制度が行われたわけでございますが、一方、下田市においては、介護保険制度が始まる前から、高齢者対策の一つとして県下に先駆けてデイサービス事業等を行ってきたわけでございます。この直営であったデイサービス事業が、指定管理者制度の導入ということで、市の社会福祉協議会がこれを運営しているわけでございます。下田市のこのデイサービス事業というふうなものが、収支あるいは経営状況、運営について円滑に行われているかどうか、もしわかりましたら説明していただきたいと思います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○福祉事務所長（糸賀秀穂君） 小林議員のご質問は、下田市独自で実施しております生きがいデイサービス事業のことかと思えますけれども……

〔「いや、その前のデイサービス、直営でやっていた」と呼ぶ者あり〕

○福祉事務所長（糸賀秀穂君） 直営でやっていた事業につきましては、現在は社会福祉協議会の方に事業移行して……

〔発言する者あり〕

○議長（森 温繁君） 番外。

○健康増進課長（河井文博君） 申しわけございません。デイサービスの方の経営状況というのは、今、手元ございません。

〔「ちょっと休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午後 3時32分休憩

---

午後 3時43分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

○福祉事務所長（糸賀秀穂君） 貴重なお時間をいただきまして、休憩、申しわけございませんでした。

デイサービス事業、要するに通所介護事業につきましては、平成15年度までは市の直営でやっていた事業でございます。これは介護保険法に基づく事業として実施しておりました。あわせて、生きがいデイサービス事業ということで単独の、介護保険の認定外の方々に対する事業も実施しておりまして、その辺の勘違いがございまして、答弁ちょっと混雑しまして申しわけございません。

それで、現在は、市で直営でやっておりました通所介護事業につきましては、平成16年度社会福祉協議会に指定管理者移行しましたことに伴いまして、下田市直営の事業所は廃止しております。ですから、現在市の介護保険法に基づく通所介護事業というのは実施しておりません。ただ、会館そのものを指定管理者として社会福祉協議会に指定しまして管理している中で、社会福祉協議会の介護保険事業として現在実施しておりますけれども、その内容につきましては、社会福祉協議会の方から数字はいただいております。

参考までにこれをちょっと申し上げますと、社会福祉協議会で現在介護保険法に基づいて実施しております通所介護事業につきましては、経常活動による収入が3,200万円ほどございます。支出につきましては、経常活動の支出合計3,236万4,727円ということで、19万円ほどの赤字という形で収支計算書はなっているところでございます。

ちょっと質問外でございますけれども、生きがいデイサービスにつきましては、市の方で委託事業として実施しておりまして、これは現在17年度で651名の利用がございまして、そのうち食事サービスが626名、入浴サービス172名という形になっております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第75号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。なお、人件費については総務常任委員会に付託いたします。

次に、議第76号 平成18年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第76号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

次に、議第77号 平成18年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第77号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

なお、人件費につきましては総務常任委員会に付託いたします。

次に、議第78号 平成18年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

10番。

○10番（小林弘次君） 決算を受けての補正予算であるわけですが、今回の水道事業会計、企業会計でございまして、この説明を聞いておまして、この資本的な収支、いわゆる4条予算関係におきまして建設改良事業の増大と、建設改良事業を3,000万円余、事業を拡大するというふうなことが説明になりました。内容は、各地にある配水池のポンプ等その他の改良ということと、浄水場におけるところの耐震と関連した防水工事等だと、こういうことでございます。

それはそれで必要な事業であるわけなんです、この建設改良事業、とりわけ4条予算におけるところの収支のバランスは、説明によりますとおり内部留保、要するに借金、そして一般会計からの繰入金、あるいは例の須原方面における6拡に伴う国庫補助を主体として、事業費については、歳入を大幅に上回るような事業を行うわけです。不足するものについては、内部留保資金と消費税資本的収支調整ということで補てんしているということですが、私の質問はちょっとあれですが、資本的な収支調整額、すなわち4条予算上におけるところの消費税相当分、要するに資産経理は税抜きでやっているわけですから、当然そこで消費税調整額、資本的収支調整額は出てくるわけですが、それが工事費の増大3億8,000万円と言いましたが、そのほかあるわけですが、増大にもかかわらず消費税資本的収支調整額が減額になるというのはいかがかと思うんですが、経理上。この点についてだけお伺いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○水道課長（磯崎正敏君） 補てん財源の内訳としましては、先ほど言われました資本的収支

調整額、それと損益勘定留保資金、それから足りない分については減債積立金というものを充ててやります。資本的収支調整額につきましては、3条予算の消費税と4条予算の消費税があります。3条予算と4条予算の消費税を、3条予算の方で支払いをいたします。その分、4条予算の方の消費税がありますもので、その部分が財源として残ってくるというものでございます。

それから、損益勘定留保資金については減価償却費があります。これは金銭の授受がない数字でありますもので、これが一応補てん財源の中に入ってきております。補てん財源としては、重立ったものが資本的収支調整額と留保資金を充てると。これに足りない分については減債積立金を取り崩されるという形になります。

そのときに減債積立金が、決算を打ったときに最終的に異動が生じてきます。といいますのは、工事が少なくなれば減債積立金が少なくなると。減債積立金の中には、一応その上限がありますのは、純利益がその中に含まれておりますもので、その次の年にいくときに、その減債積立金の異動があるというような形の中での仕組みでもって調整をしております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 確かに仕組みはそうでございますが、まず補てん財源についての順位でございますが、まず第1の順位がいわゆる内部留保の減価償却あるいは資産減耗、これらがまず第1に補てん財源に充当されるわけです。第2番目、次の補てん財源は、消費税資本的な収支調整額と、こういうことになるわけなんです、これはちょっと自分の方の理解が間違ったら指摘していただきたいと思うんですが、いわゆる建設工事には、必ず5%の消費税を含んでこれを計上しているわけですね。4億の工事について言えば、2,000万円とまでいかななくても一千七、八百万の消費税というものが、当然、要するに総額方式の中であるわけです。

そうしますと、要するに国庫に対する消費税の納入については、4条予算におけるところの支払った消費税と3条予算におけるところの受け取った消費税との差額を出すということになるから、4条予算上での消費税が増えれば、要するにこれを仕入れにかかわる消費税と考えれば、仕入れにかかわる消費税が増えれば国庫に対する消費税納付は少なくなると、こういう関係になるわけです。

ただし、4条予算上の消費税については、いわゆる現金支出は伴うけれども、最終的な資

産管理においては税抜きで経理するから、貸借対照法上、税抜きで経理するから、そこに調整財源が生まれるわけです。したがって、4条予算上におけるところの工事等にかかわる消費税というものは、基本的には調整財源に充当されるというふうに自分は思うわけです。

そうだとすると、さっき原則的に言った、まず第1に内部留保資金、2番目に消費税資本的な収支調整額。ですから、今の課長の答弁は、消費税を税金として納めるというのは、その説明でいいと思いますが、補てん財源としての資本的な収支調整額とは何かということについての説明にはならないわけです。

そこで、自分の理解は、いろいろ複雑な計算方式があると思いますが、端的に言えば、要するに4条予算にかかわるところの、ほとんどが工事関係の業者さんとの契約になるわけですね。そのときに支払った消費税というものは、現金支出は伴うけれども、経理上は税抜きでやるからそこに調整財源が生まれる。したがって、4条予算上の消費税額というのは、基本的には補てん財源になるんじゃないかというふうに思うわけだ。だとすると、経理上、要するに4条予算上の工事費が増えたわけですから、当然消費税資本的な収支調整額が増えなければならない。

ところが、あなたの提案した補正予算は、資本的な収支調整額におけるところの消費税資本的な収支調整額の減額という形で、減額した分については減債積立金を増大しているというわけです。減債積立金については、これは補てん財源の中で基本的には工事に充当することはできない。いわゆる4条予算上の起債の元金の償還に充当するために、この減債積立金は充当されるだけで、工事費にこれを振り向けることはできない。したがって、減債積立金の限度額は、いわゆる平成18年度の水道事業におけるところの起債の元利償還ではなくて、利率の方は支払利息で3条予算で見えておりますから、元金についての充当分しか計上できないと思うんです。

おわかりかと思いますが、そういう点で私が経理上ちょっと参考までにお伺いしているのは、資本的な収支調整額というものの基本的な考え方、あるいは発生する理由、そしてそれに充当する金額。今言った点から、いささかどうかという点でございます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○水道課長（磯崎正敏君） 今回の消費税及び資本的な収支調整額につきましては、改良工事の増につきまして、今回の補正は133万8,000円、調整額の方へ増やしてあります。当初予算の資本的な収支調整額は1,179万4,000円でございます。今回の調整額、工事が増えた分がありますもので、それを133万8,000円増やしております。それを合わせて合計が1,313万2,000円、

これが調整額という数字で計上してあります。

以上です。

[発言する者あり]

---

### ◎会議時間の延長

○議長（森 温繁君） ここで、時間を若干延長します。

---

○議長（森 温繁君） 番外。

○水道課長（磯崎正敏君） 今言っていますのは改良工事の話ですので、改良工事の増額に伴って、その分の消費税が上がってきております。その分を増やしているということでございます。

ですから、調整額の方に4条分の消費税を上乗せして、それを補てん財源に充てていると、そういうことでございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第78号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。なお、人件費については、総務常任委員会に付託いたします。

---

○議長（森 温繁君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日22日から28日まで決算審査特別委員会の審査を、29日及び10月2日に各常任委員会の審査をお願いし、10月3日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしく申し上げます。

なお、23日、24日、30日及び10月1日は休会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 4時 0分散会